

## ハーバーマスとフェミニズム : 理論的対話の可能性と意義

その他のタイトル	Habermas and Feminism : Considerations on the significance of the dialogue between critical theory and feminist thought
著者	阿倍 潔
雑誌名	情報研究 : 関西大学総合情報学部紀要
巻	3
ページ	1-42
発行年	1996-01-22
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00020363">http://hdl.handle.net/10112/00020363</a>

# ハーバーマスとフェミニズム：理論的対話の可能性と意義

阿倍 潔

## Habermas and Feminism

: Considerations on the significance of the dialogue between critical theory and feminist thought

Kiyoshi ABE

### abstract

In this article, I tried to clarify the significance of the theoretical dialogue between critical social theory and feminism.

In the first section, I described both the similarities and differences between Habermasian critical theory and contemporary feminist thought in regard to their assessments of modernity. Through considerations on their stance toward 'modern civil society', I pointed out the potential and significance of their theoretical dialogue. Because both Habermas and contemporary feminists try to immanently criticize the problems of modernity, it seems possible for them to be conversational partners to each other. However, at the same time, their respective scope and focus in criticising modernity are different. So it is expected that their dialogue concerning modernity will be fruitful.

In the second and third sections, I picked up the controversial questions which were raised by feminist scholars in the academic fields of moral-political theory. In tracing and reassessing their basic contention that traditional viewpoints of moral-political theory are 'masculinist' and not reflective about the power-ridden gender relationships that were formed in the wake of modern civil society, I clarified that feminists questions of modernity and modern theoretical discourses are so radical that dialogue with feminists seems to compel critical theory to transform itself at the deepest level. Though Habermasian communicative action theory is open to such a potential self-transformation, and has a great deal of theoretical advantage of absorbing the feminist critique in comparison with previous critical theories, radical theoretical changes have not been completed by Habermas himself for now.

---

In the final section, I appraised the theoretical-practical implications caused through the discussion between critical theory and feminism. Considering the contemporary socio-cultural phenomena in which we can see the increasing demands for 'identity' and 'difference' in various way, it seems that Habermasian theory which stresses the importance of consensus-making process of communication is not critical enough to criticize the conditions of social communications of our days. I think that contemporary critical theory has to transform itself to grasp not only the significance of 'communication for consensus', but also that of 'communication for difference'. To accomplish such a theoretical task, I think, conversation with feminist thought is dispensable and its result will be fruitful for critical social theory today.

## 目次

1. 「近代」を問うものとしての二つの批判的言説：ハーバーマス理論とフェミニズム思想
  - 1.1. 問題設定
  - 1.2. 「近代」を内在的に問い直す試みとしてのハーバーマスの批判理論
  - 1.3. 「近代」を内在的に問い直す試みとしてのフェミニズム的問題提起
2. 道徳発達理論におけるフェミニズムからの問題提起：ハーバーマスの討論倫理学への問いかけ
  - 2.1. コールバーグ理論に対するギリガンの批判
  - 2.2. 道徳理論におけるフェミニズム的問題提起の内在的展開：ベンハビィブの議論の検討
  - 2.3. ハーバーマス理論にとってのフェミニズム的問題提起の意義：討論倫理学への批判
3. 政治理論におけるフェミニズムからの問題提起：ハーバーマスの公共圏議論への問いかけ
  - 3.1. 近代政治理論における公的一私的区分に対するフェミニズムの批判
  - 3.2. 政治理論におけるフェミニズム的問題提起の内在的展開：ヤングとフレイザーの議論の検討
  - 3.3. ハーバーマス理論にとってのフェミニズム的問題提起の意義：公共圏議論への批判
4. 「近代」内在的な批判理論の今後の課題：フェミニズム思想との理論的対話の意義

## 1. 「近代」を問うものとしての二つの批判的言説：ハーバーマス理論とフェミニズム思想

### 1.1. 問題設定

本考察では、ハーバーマス理論とフェミニズム思想との「理論的対話」の可能性と意義について考察を加える。周知のように、ハーバーマス理論は現代を代表する批判的社会理論(critical social theory)の一つであり、またフェミニズム思想は女性運動(women movement)を背景としつつ生じてきた理論的／実践的言説であるが、近年様々な形で両者の「対話」を理論的次元において試みる作業が為されている。本稿では、そのような理論的試みのなかの代表的なものを参照しつつ、何故ゆえにそのような「対話」が交されるに至ったのか、そこにはどのような「意義」があるのか、さらには「対話」が実りあるものとなるためにはどのような問題が解決されねばならないのか、などについて考察を加える。有意義な理論的対話が全てそうであるように、ハーバーマス理論とフェミニズムとの「対話」も、決して安易な結論を導き出すことが出来るような性格のものではない。社会科学における理論的討論が真の意味で「対話的」であるためには、それは現実から突きつけられる様々な問題状況との関わりのなかで、常に継続

されていくべきである。その点では、本稿での議論の目的は両者の対話の可能性と意義について最終的な判断を下すものではなく、現時点での理論状況を概括するとともに、今後議論されていかねばならない幾つかの論点を明らかにすることに置かれている。

## 1.2. 「近代」を内在的に問い直す試みとしてのハーバーマスの批判理論

現代を代表する哲学者・社会理論家と看做されているユルゲン・ハーバーマス(Jürgen Habermas)は、フランクフルト学派第二世代の思想家として一般的には位置付けられている。しかし、最初期の『公共性の構造転換』<sup>1)</sup>から1981年に刊行された理論的集大成と言われる『コミュニケーション的行為の理論』<sup>2)</sup>を経て現在に至るまで、様々な領域に対して提示されるハーバーマスの一連の理論的営為の特性を、一つの主義/主張として要約することは不可能であると同時に、ハーバーマス思想理解として適切であるとは思われない。何故なら、ハーバーマスは1960年代以降現在に至るまで、様々な相手との論争(H.アルバートとの実証主義論争、H.G.ガダマーとの解釈学論争、N.ルーマンとのシステム理論論争、K.ヒルデブランド、A.ヒルグラーバー、E.ノルテたちとの歴史家論争など)<sup>3)</sup>を通じて自らの理論枠組みを常に展開させ精緻化し続けるなかで、ダイナミックな理論化作業を進めているからである。ハーバーマス理論に対して論争が持つ意義に鑑みるならば、ハーバーマス理論は確立された「主義」としてではなく、常に終わることなく自己展開していく「運動態」として理解されるべきものである。

このような認識を前提としたうえで、哲学的・理論的問題と同時に実践的・現実的問題に関しても積極的に発言を続けるハーバーマスの立場に注目すれば、ハーバーマスをマックス・ホルクハイマー(Max Horkheimer)によって1930年代に構想された批判的社会理論の現代における正統な継承者として捉えることには、異論の余地は無いであろう。ホルクハイマーによる批判理論のマニフェスト的論考によれば、「科学/知(Wissenschaft)」の意義を分析対象を操作・支配することに置く「伝統的理論(traditionelle Theorie)」とは異なり、「批判理論(kritische Theorie)」においては批判を通じて対象(人間社会)を解放することが目指される<sup>4)</sup>。批判理論においては、理論は解放を志向した実践と不可避免的に結び付いたものとして位置付けられているのである。理論的作業のみならず、1960年代後半の学生運動やその後の「新しい社会運動」が持つ意義、さらには1989年の一連の東欧革命や東西冷戦構造崩壊後の湾岸危機の問題といった、具体的社会問題について積極的に発言を続けているハーバーマスの立場から明らかのように<sup>5)</sup>、ホルクハイマーによって定式化された理論と実践の緊張関係の中において科学/知の在り方を模索していくという批判理論の基本的スタンスを、ハーバーマスはフランクフルト学派第一世代から忠実に受け継いでいるのである。

しかしこのような「連続性」と同時に、ハーバーマスによる批判理論の再構築の試みには、第一世代との「断絶」を見て取ることも必要である。フランクフルト学派第一世代との「断絶」は、理論構築における様々な側面に渡っているが、理論戦略とテーマ設定の点についてののみ

えば、それは「意識哲学から言語哲学へのパラダイム・シフト」<sup>9)</sup>と「近代のより積極的なテーマ化」<sup>7)</sup>として理解することが出来る。極めて単純化して言えば、アドルノとホルクハイマーに代表される第一世代は自己反省的意識に準拠した意識哲学(philosophy of consciousness)の枠組みから、「道具的理性」の高まりである「近代」の過程を「人間による自然の支配」から「人間による人間の支配」へと不可避的に至る「啓蒙の弁証法」としてペシミスティックに捉えた<sup>8)</sup>。それに対してハーバーマスは、コミュニケーション的行為を分析の基底に据えた言語哲学(philosophy of language)の枠組みから、「近代」の問題点を批判的に捉えると同時に、未だ現実化されていない「近代」の可能性を「コミュニケーションの理性」の観点から理論的に救い出そうと試みるのである。つまり、近代の一つの帰結である現代社会(資本主義的近代)を分析する際に、「近代」がもたらした問題点を指摘するとともにそこに潜む解放的潜在性を明示化しようとする理論的志向性が、第一世代とは異なる第二世代としてのハーバーマスの独自性なのである。全面的否定ではなく内在的批判によって「近代」の潜在性を十全なかたちで展開することを、一連の「運動態」としてのハーバーマス思想は目論んでいるのである<sup>9)</sup>。

所謂モダン／ポストモダン論争において、ハーバーマスが一貫してモダン擁護の立場から自己の議論を展開したことの意義は、このようなハーバーマスの近代認識を前提としたうえで理解されなければならない<sup>10)</sup>。ハーバーマスのモダン擁護の立場は、新保守主義思想に典型的なように「今あるもの」としての近代を無前提に受け入れることを意味するのではない。そうではなく、近代成立過程において可能性の萌芽として見い出されるものの、その後の歴史的経過において十分に展開されることの無かった可能態としての「近代」、その意味では「未だにない」ものとしての「近代」を擁護することが、モダン／ポストモダン論争におけるハーバーマスの理論的戦略なのである。モダン／ポストモダン論争の文脈で提示された「未完のプロジェクトとしての近代」というテーゼは、「近代」を捉える際のハーバーマスの基本的立場を端的に言い表している。つまり、ハーバーマスの批判理論の一貫した特徴は、「近代」というテーマを中心に据えることによって、近代内在的な批判的言説の可能性を徹底的に追究していこうとする思想的挑戦として理解することが出来るのである<sup>11)</sup>。

### 1.3. 「近代」を内在的に問い直す試みとしてのフェミニズム的問題提起

周知のように、人文・社会諸科学において用いられるフェミニズムという概念は、非常に多岐にわたる理論的／実践的問題領域を内包している。また、その歴史的展開をみた場合にも、女性運動という実践における問題状況の変化やそれに対処するための有効な戦略の変遷に対応して、フェミニズム理論自体も極めて多様化してきているのが現在の状況である<sup>12)</sup>。このような点を考慮すれば、思想としてのフェミニズムを主義／主張として一言で言い表すことは、不可能かつ不適切であることは言うまでもない。本稿では、冒頭に述べたハーバーマス理論とフェミニズムとの理論的対話の可能性と意義を主題とするという問題設定に即して、その点において有効かつ有意義と判断されるフェミニズム理論について検討を加える。つまり本稿での考

察は、フェミニズム一般を対象とするのではなく、批判理論との対話の可能性という議論設定を加えたうえで、そこにおいて問題として取り上げるべきフェミニズム理論についてのみ検討を加えるのである。このような議論戦略を採用することに鑑み、以下本稿では、フェミニズム思想・理論という表現とともに、「フェミニズム的問題提起(feminist problematics)」という表記を用いることにする。以下で論じていくように、批判理論との対話の可能性を内包しているフェミニズム思想は、何かしら確立された一般理論というよりもフェミニズムという思想運動の中から提示される「問いかけ」として理解すべきものである。またフェミニズム思想の意義をそのように理解してはじめて、批判理論との対話の可能性と意義が明らかになると考えるからである。先に指摘したように、ハーバーマス理論が絶え間なき自己展開（運動態としてのハーバーマス理論）によって特徴付けられるのと同様に、ここで問題とするフェミニズム思想も、「男性中心主義社会(masculinist society)」に対する女性の側からのさらなる問いかけを続けることによって、自らの存在根拠を確立していくものである。両者共にダイナミックな思想運動であるがゆえに、それらの間での理論的対話に意義が潜んでおり、またその可能性を検討する価値があると本稿では考える<sup>13)</sup>。

思想としてのフェミニズムの意義をこのように理解したうえで、本稿ではそれが「近代」に対してどのような問いかけをしているのかを中心的テーマとして、以下の議論を進めていく。ハーバーマスの批判理論の特性をそこにおける「近代」理解に注目して明らかにしたのと同様に、フェミニズム思想の検討においてもそれが「近代」をどのように捉えているのかという点に考察の焦点を置くのである。このような問題設定を行う議論戦略上の意義は、ハーバーマスとフェミニズムとの理論的対話の可能性を模索していくうえで、「近代」を両者に共有される「議論の土俵（メタレベルにおける対話テーマとしての「近代」）」として設定することに他ならない。しかし当然のことながら、共通テーマの存在は両者の思想が同一であることを意味するものではない。「近代」というプロブレマティークが双方に共有されていることによって理論的対話が成立する可能性が保証されている点を指摘すると同時に、同一テーマに対する異なる議論内容の内実を検討することによって理論的対話に潜む意義を明らかにしていくことが、本稿での基本的な目的である。

フランス革命の理念に範例的に示されているように、近代社会はそこにおいて価値とされる自由・平等・博愛といった概念によって前近代社会と明確に区別される。社会制度次元について言えば、自由な主体によって担われる諸制度（経済領域における資本主義、政治領域における民主主義など）が、近代社会を特徴付ける指標となっている。このような「個人の自由と平等」に普遍的価値を付与する近代社会に対して、フェミニズム的問題提起は何を問いかけているのだろうか。極めて単純化して言えば、「近代」に対するフェミニズムの問いかけのモチーフは、そこに潜む「男性中心主義(masculinity)」を批判的に明らかにすることに置かれていると言える。フェミニズム的問題提起によれば、近代において普遍的価値を持つと看做された

主体性・自由・平等といった諸価値は「普遍的人類」全般に付与されている訳ではなく、実際には「男性」（より正確にはブルジョア男性）にのみ与えられたものである。近代的諸価値は、その自己表榜として「普遍性(universality)」を唱えるものの、その内実は実のところ「男性にとっての普遍性」にすぎないこと（その点で「特殊・個別的なもの(particularity)」であること）を、フェミニズムの問題提起は様々な点において明らかにしようとするのである<sup>19</sup>。

このような近代的価値の「理念次元での普遍性」と「現実次元での特殊性」との矛盾は、万人の自由と平等を理念とする近代民主主義制度において、政治参加への権利である普通選挙権が当初は男性にのみ与えられたことを見れば明らかであろう。普遍性という自己表榜に基づくのであれば、非ブルジョアジー（プロレタリアート）と非男性（女性）をも含んだ万人（普遍的人類全般）に保証されるべき諸権利が、実際には個別・特殊な一部の社会集団（ブルジョア男性）にのみ付与されたのであれば、そこには自己理念とその現実運用との間の明らかな乖離と矛盾が指摘されざるを得ない。普遍性を持つはずの近代的価値が実際には「男性にのみ」のものであるならば、そのような価値を基盤として成立している近代社会が「男性中心主義」的な性格を帯びていることは、当然の帰結である。そこにおいては、女性の権利や主張は「普遍的人類」から排除されることによって構造的に抑圧されてしまっているのである。

近代社会に見い出されるこのような理念と現実の乖離の問題点に対して、フェミニズム運動は近代的価値を真の意味において普遍化する（男性に対してのみならず、女性に対しても近代的諸権利を付与する）ことを目指した。普通選挙権の獲得を巡る女性運動の歴史を振り返ってみれば、このような志向性を持ったフェミニズム運動が歴史的過程において大きな意義を持ち、また実際にも多くの成果を為しえたことは明らかである。

しかしながら「男性中心主義」に対するフェミニズムの問いかけは、男女間における制度次元での平等と自由を獲得することに留まるものではなかった。啓蒙運動期以降のフェミニズム的試みは、近代社会における理念と現実の矛盾を批判し制度的・形式的次元において矛盾の解消を目指すことのみ留まるのではなく、よりラディカルに近代的理念そのものに潜む「男性中心主義」を批判の対象として浮かび上がらせようとした。普通選挙権獲得を目指したフェミニズム運動が、近代的理念自体を無前提に受け入れていた点においてリベラル・フェミニズムとして理解されるのに対して、その後のフェミニズムの問題提起は近代的理念自体の妥当性を根本的に問い直そうとする点で、ラディカル・フェミニズムとして位置付けられるものである<sup>19</sup>。つまり、リベラル・フェミニズムが近代的政治理念と政治制度自体の妥当性を自明な前提としたうえで、その理念の女性への拡張と保証を目指したのに対して、ラディカル・フェミニズムはその理念自体の妥当性に疑問を投げかけるのである。

近代社会の成立は、前近代社会におけるのとは全く異なる社会関係を築きあげた。例えば、社会関係を規定していくうえで重要な規範に関わる道徳／政治の問題についていえば、近代市民社会では前近代的な宗教的価値観の絶対視に代わって「人間理性」が判断の基準として中心に据えられるようになった。そこでは、人間社会を取り巻く様々な事柄についての真偽や正邪

の判断は、形而上学的・宗教的世界観に基づいてではなく、全ての人間に備わると想定された普遍的理性に鑑みて結論を下されるものとされたのである。このような「人間理性」の重視を根本的な前提として、近代的諸価値（主体性・自由・平等）が成り立っていることは改めて言うまでもないであろう。

ラディカル・フェミニズムの思想は、こうした近代の大前提自体に「男性中心主義」が指摘できることを主張する。本稿における以下の議論で取り上げるように、道徳理論の領域におけるそのような問題提起は、近代的価値に照らして普遍的と看做される「道徳的望ましさ」自体が、実際には男性を担い手とした男性にとっての「特殊な道徳的望ましさ」に過ぎないことを批判的に明らかにする試みとして展開される。また政治理論の領域においては、近代的市民社会の成立において根本的な前提として自明視されていた公的領域—私的領域という区分自体が実際にはジェンダー・バイアスを伴ったものであることが、近代理念に潜む「男性中心主義」の顕著な現われとして指摘されるのである。

このようなラディカル・フェミニズムからの問題提起が明らかにしていることは、主体・自由・平等といった一連の近代的価値理念が人間存在に対して持つ意義は、男性にとつと女性にとつとでは大きく異なっており、そこには「男性中心主義」が潜んでいるという点である。近代的価値理念が前近代的段階から近代的段階へと人間の解放をもたらしたものであるとしても、それら諸理念が「近代」という歴史的・社会的文脈において実現化される過程自体に明らかなジェンダー・バイアスが伴っているのであれば、近代理念の意義は根本的な批判の対象とされなければならないことを、ラディカル・フェミニズムは学問批判の文脈において主張するのである。そこにおいて問われていることは、近代的価値が「誰に対して」保証されたのかではなく、そもそも「誰によって」近代的価値が形成されたのかという問題である。ラディカル・フェミニズムは、「近代」成立過程の検討に際して「誰によって」の次元にまで遡ることによって、根本的位相において近代理念に潜んでいるジェンダー・バイアスを明らかにしようとするのである。

リベラル・フェミニズムからラディカル・フェミニズムへの展開に見られるように、「近代」に対するフェミニズムの問題提起は、単に制度次元での平等の確立を主張することから、その制度が準拠している価値理念自体の妥当性を問い直すことへと、その批判の次元を深化させていった。しかしそのような思想的試みは、主体・自由・平等といった諸価値を全面的に否定しようとするものとして理解されるべきではない。何故なら、現代のラディカル・フェミニズムは近代的諸理念の中に見出される「男性中心主義」的側面を批判的に明らかにしていくと同時に、「男性中心主義」とは異なるかたちで社会関係における主体の在り方や自由と平等を実現していくための諸制度の在り方を、理論／実践の双方において模索することを試みているからである<sup>10</sup>。この点においてフェミニズムからの問題提起は、近代をラディカルかつ内在的に問い直そうとする思想的試みの典型であると言えるのである。

リベラル・フェミニズムからラディカル・フェミニズムへと至る思想運動としてのフェミニズムの自己展開が持つ意義をこのように理解すれば、現代のフェミニズムがハーバーマスの批判理論にとっての対話相手として価値を持つと同時に、その対話の帰結が単にフェミニズム的問題提起を批判理論の内部に吸収することに終わるのではなく、批判理論自体を問い直す契機を多分に含んだものであることが明らかになるであろう。近代内在的な批判を試みるという点においてハーバーマス理論とここで取り上げるフェミニズム的問題提起とは多くの共通性を持っており、それ故に両者の間での理論的対話の可能性が論理的に保証される。それと同時に、ラディカル・フェミニズムからの問題提起が単に制度次元での調整や修正を要求するのではなく近代理念そのものに対する問い直しを試みるものであるのならば、フェミニズムとの対話は「近代」理念に準拠したハーバーマス理論自体に対してもラディカルな再考を迫ることが予想されるからである。現代社会の諸問題を批判的に明らかにし、そこに見出される支配-従属関係の解消を目指す批判的言説(critical discourse)という点において、二つの思想は共通している。しかし二つの思想運動は、容易に接合/統合が可能なものとは思われない。フェミニズムとの理論的対話を通じて、これまでの批判理論が自明視していたものが問い直され、その結果として批判理論自体の変革が生じる可能性があるかと判断されるのである。

以上のように、本稿ではフェミニズム的問題提起が持つ「意義」を、それとの対話を通じた批判理論の自己変革の可能性との関連において位置付けた。以下では、道徳発達理論と政治理論それぞれにおけるフェミニズムからの具体的問題提起を取り上げ、その議論内容を検討することを通じて、ハーバーマス理論に対するフェミニズムの「意義」の内実について明らかにすることを試みる。

## 2. 道徳発達理論におけるフェミニズムからの問題提起：ハーバーマスの討論倫理学への問いかけ

### 2.1. コールバーグ理論に対するギリガンの批判

ハーバーマス理論とフェミニズムとの理論的対話の可能性を探るという問題設定にとって有意義と思われるものとして、ここでは認知発達の道徳理論(cognitive-developmental moral theory)の領域におけるフェミニズム的問題提起を取り上げ、その議論内容の概括をおこなう。

周知のように、道徳発達理論はピアジェ理論の影響のもとにローレンス・コールバーグ(Lawrence Kohlberg)によって精緻化された<sup>1)</sup>。コールバーグ理論の概要のみをここで示せば、その特徴は子供の道徳意識発達を大きく三つの水準(前慣習的(pre-conventional)・慣習的(conventional)・脱慣習的(post-conventional))に区別し、各々の水準において重視される道徳判断基準の違い(具体的物理的賞罰・社会的規範・普遍的原則)を明確化すると共に、子供はその社会化を通じて他者との関係性を拡張していくなかで、より上位の道徳判断基準を順次身

に付けていくと考える点にある。コールバーグは、このような段階的道德意識発達の内り方を、子供の相互作用過程を実際に観察することを通じて明らかにした。このようなコールバーグによる理論枠組みが提示されて以降、その枠組みを用いた様々な実証的研究が子供の道德発達に関する諸研究において積み重ねられてきた。

実証的研究を通じてコールバーグの理論枠組みの妥当性を検証することが試みられる過程で、様々な批判や修正が提示されてきたが、その中で最も本質的な部分において批判を試みたのがキャロル・ギリガン(Carol Gilligan)である<sup>10)</sup>。まずギリガンは、コールバーグの枠組みによって道德発達の程度を測定しようとする際に、同一の年齢であっても女子の方が男子よりも一般的に低い値を示すことに注目した。コールバーグ的観点から子供の道德発達の程度を測定しようすると、男性に対して女性のほうが道德的に劣るものと判断される傾向が強いという「事実」にギリガンは目を向けるのである。しかしながらギリガンによれば、このような実証的データによって得られる「事実」は、「道德性において男性は女性よりも優れている」ということを必ずしも意味しない。何故ならば、普遍的な道德水準の程度を測定しようとするコールバーグの枠組み自体が、実のところ「男性的価値」を道德判断における暗黙の前提としており、ギリガンは考えるからである。つまりギリガンは、コールバーグの理論枠組み自体にジェンダー・バイアスが潜んでおり、その結果、実証的検証において女性のほうが男性よりも道德発達段階において低く評価されるという「事実」が得られるに過ぎないと主張するのである。

このようなコールバーグに対するギリガンの批判は、理論枠組みと実態分析との整合性を確保するという実証問題次元を超えて、よりラディカルに、コールバーグ理論そのものの妥当性に疑問を投げかけている。ギリガンの批判は、フェミニズムの問題意識に基づき、コールバーグの道德発達理論に潜む「男性中心主義」を明らかにしようとする試みなのである。ギリガンの批判的まなざしは、コールバーグが最高位の道德水準と看做す脱慣習的水準の第6段階に関する議論に対して向けられる。コールバーグは第6段階における道德性を特徴づけるものとして「普遍的倫理原則」を提示している。先行する慣習的水準での道德判断が、他者からの期待やその集合体としての社会的規範に順応することによって為されるのに対して、脱慣習的水準では自らが属する個別・特殊な共同体の規範を相対化しうる視点から、「全ての人々にとってそれは望ましいことか否か」という公正(justice)の問題として道德的判断を行うことが可能になると想定されている。いわばそこにおいては、全人類に共有可能な「普遍的公正の問題」として道德判断が位置付けられることになるのである。しかしギリガンによれば、このような普遍的道德性は、実際には男性にとっての道德性にほかならない。その証拠としてギリガンは、コールバーグの道德発達理論(特に脱慣習的水準に関する議論)においては、女性が担う価値であると一般的に看做されている他者に対する配慮(care)や責任(responsibility)が、道德の問題として十分に取り込まれていない点を指摘する。コールバーグの道德発達理論は、個別の文脈から距離を置くことによって獲得可能となる脱文脈的な普遍的公正(普遍的倫理原則に基づく道德判断)を主張する一方で、具体的な他者との対人関係という社会的文脈において求めら

れる配慮や責任といった問いを道徳外の問題として理論枠組みから排除してしまっている。そのような道徳問題の限定には、明らかなジェンダー・バイアスが潜んでいるとギリガンは指摘する。何故なら、男性に期待される／担われる価値（普遍性を重視した判断である公正）が最高位の道徳的価値として位置付けられる一方で、女性に期待される／担われる価値（個別性を重視した判断である配慮）が道徳領域外の問題とされてしまうことによって、道徳理論ならびに現実社会での道徳的問題を論じる具体的場面において、「女性の声」は構造的に排除／抑圧されてしまうことになるからである。コールバーグ理論への批判を試みた著作のタイトル『もう一つの声で(In a Different Voice)』は、このようなフェミニズム的問題意識から道徳理論を問い直そうとするギリガンの理論的／実践的立場を端的に表わしているのである<sup>19)</sup>。

道徳発達理論の領域で生じたコールバーグ・ギリガン論争のポイントは、おおよそ以上に述べたようなものである。この論争がハーバーマス理論とフェミニズムとの理論的対話の可能性を考えていくうえで有意義であると判断する理由は、次のようなものである。第一に、ハーバーマスは自らのコミュニケーション的行為理論を構築するうえでコールバーグの道徳発達理論に大きく依拠しており<sup>20)</sup>、それ故コールバーグに対する批判は、ハーバーマスに対しても幾つかの側面において当てはまると判断されるからである。第二に、批判理論の近年の研究動向の中でコールバーグ・ギリガン論争に触発された議論がフェミニズムの立場から幾つか提示されているが、それらは単にギリガンの議論を擁護する（またはコールバーグの議論を擁護する）ことに終始するのではなく、より広く批判理論とフェミニズムとの有意義な対話の可能性を探っていくとする理論的志向性を持っていると判断されるからである。

本稿での問題設定に対してコールバーグ・ギリガン論争が有する意義を以上のように認識したうえで、次にコールバーグ・ギリガン論争を批判的社会理論との関連において取り上げたシヤアラ・ベンハビブ(Seyla Benhabib)の議論について検討を加えていくこととする。

## 2.2. 道徳理論におけるフェミニズム的問題提起の内在的展開：ベンハビブの議論の検討

ベンハビブはコールバーグ・ギリガン論争を検討した「一般化された他者と具体的他者：コールバーグ・ギリガン論争と道徳理論」ならびに「女性と道徳理論をめぐる論争の再検討」において、先に概略を述べたコールバーグに対するギリガンの批判が有効であることを指摘したうえで、普遍的道徳理論内在的にギリガンの問題提起を吸収する可能性について議論を進めていく<sup>21)</sup>。このようなベンハビブ自身の議論設定が持つ意義は極めて重要である。何故ならば、コールバーグ・ギリガン論争の意義を捉えようとするベンハビブの基本的立場は、一部のラディカル・フェミニズムに見られるように本質主義的に「男性的道徳＝公正／女性的道徳＝配慮」と位置付けるのではなく、一方で道徳の在り方を脱文脈化された状況における普遍的倫理原則の適用である公正に還元しようとするコールバーグ的議論の問題点を指摘しつつ、他方において、配慮を公正とは根本的に競合的で両立不可能なものであると理解する立場の不

毛性に対しても、厳しい批判の眼を向けているからである。つまりベンハビブによれば、現代の道徳理論が直面している問題は、「公正か配慮か」という本質主義的二者択一ではなく、「公正と配慮」がいかにして統合可能であるかを、あくまで普遍主義的に追究していく点にあるとされるのである。コールバーグ・ギリガン論争を検討する際に見られるベンハビブのこのような志向性は、従来の道徳理論に潜んでいる「男性中心主義」への批判を試みると同時に、そのような批判が男性と女性の違いを本質主義的に捉えることに起因する「分離主義」の袋小路へと陥ることも避けようとする、理論的かつ実践的模索として注目に値するものである。

ベンハビブによれば、公正と配慮を共に道徳の問題として取り上げ、両者の関連の在り方を論じていこうとする方向性は、『もう一つの声で』以後のギリガン自身の理論展開過程に見出すことが出来る。また、ギリガンとは違った観点からではあるがコールバーグ理論の問題点を指摘しそれを乗り越えようとするハーバーマスの議論にも、同様の志向性を指摘することが出来るのである<sup>20</sup>。ベンハビブによれば、ハーバーマスはコミュニケーション的行為理論から道徳理論を再構築しようとする試みである討論倫理学(discourse ethics)について議論を展開する際に、道徳主体間において形成される「連帯性(solidarity)」の重要性を指摘している。討論倫理学における「連帯性」が持つ意義は、ギリガンがコールバーグ批判においてその重要性を提起する「道徳的問題としての配慮」と密接な関係を持っている点を、ベンハビブは的確に指摘している。勿論、ベンハビブも言うようにギリガンとハーバーマスとでは、コールバーグ理論の検討を通じて展開されるそれぞれの道徳理論における強調点が異なっている。ハーバーマスにおいては公正の問題が道徳主体間における互いの福利を考慮した相互承認によって緩和されなければならないとされるのに対して、ギリガンでは互いの依存性と脆さを相互に認識することによって公正の問題が緩和されねばならないとされる。つまりコールバーグ理論の批判的検討を通じての道徳理論の展開において、一方は普遍性を重視する「公正としての道徳」の立場から公正と配慮の問題の両立可能性を指摘し、他方は個別性を重視する「配慮としての道徳」の立場から公正の問題の相対化を試みているのである<sup>21</sup>。

しかしベンハビブによれば、問題とせねばならないことは、両者の強調点の違いそのものではなく、公正問題と配慮問題を共に道徳として語ることの必要性を認識しているにも拘わらず、ハーバーマスもギリガンもその関連を十分に理論化していないという点なのである。このように両者の議論の有効性（公正と配慮の相互関係を論じる必要があることの指摘）と問題点（そのような相互関係を論じるための適切な理論枠組みの欠如）を認識したうえで、ベンハビブは従来の普遍主義的道徳理論において支配的であった「代替的・立法的普遍主義(substitutional-legislative universalism)」に代わって、「相互作用の普遍主義(interactive universalism)」の観点から道徳問題を論じることの必要性を指摘している<sup>20</sup>。ここで言う「代替的」とは、何か一つの特定の社会集団（この場合で言えば、歴史的に特殊な存在であるブルジョア男性）にとっての価値を普遍的なものとして一般化してしまうこと（個別性を普遍性に代替してしまうこと）を指している。また「立法的」とは、道徳問題を個別的な文脈に依存したものとしてで

はなく、脱文脈化された状況を想定したうえで一般化・普遍化可能な法律的手続きとしてのみ捉える立場を示している。それに対してベンハビブが主張する「相互作用적」とは、近代に特殊な道德の在り方である「公正の問題」のみを道德問題として設定するのではなく、ジェンダー・バイアス的な道德領域の設定（男性に期待される／担われる価値としての公正を道德の問題と同一視する）と道德原則の適用のされ方（普遍的合意形成に基づく立法化）自体を相対化するとともに、必ずしも立法的にのみ処理され得ない個別具体的な対人関係において生じる配慮や責任といった問題をも含むような、より広い射定を持つ道德論を展開していく方向を示したものである。他を排除することによってどれか一つの道德問題を特權視するのではなく、具体的社会状況における様々な道德問題の相互關連性を論じていこうとする点において、そのような普遍主義はまさに「相互作用적」であるとされるのである。

残念ながら「相互作用적普遍主義」として道德問題を語ろうとするベンハビブ自身の議論は、未だ体系的かつ具体的に論じられているとは言い難い。「相互作用적普遍主義」という理論枠組みの提示は、「代替的・立法的」な方向とは異なる仕方で普遍主義的に道德問題を論じていくことの必要性を唱える問題提起の段階に留まっているのである。しかしながら、コールバーグ・ギリガン論争を検討する過程でなされるベンハビブによる「自己形成(self-formation)」に関する議論は、何故ゆえに「公正と配慮」が共に道德の問題として取り上げられねばならないのかを理解するうえで、極めて示唆に富むものである。次にその点についてのベンハビブの議論をみていくこととする。

ベンハビブは「自己形成」について論じた従来の議論を批判的に検討するなかで、これまでの心理発達や道德発達についての理論が、自己形成過程での親と子供との関係に見い出される「依存性や脆さ(dependency and vulnerability)」の意義を十分に認識してこなかった点を指摘している。フロイト的精神分析理論に典型的に見られるように、自己と他者との相互依存的な関係（母子間の共生的関係）は、エディプス期において克服される否定的なものとして看做されてきた。つまり、初期の子供の心理を特徴づける母親との同一化に基づく相互依存的な関係は、社会規範の具現者である父親との同一化によって断ち切られるべきものと考えられていたのである。このような前提のもとに展開される個人の自律性(autonomy)についての議論では、当然のことながら他者に対する依存状態は非自律的状态として否定的に位置付けられる。自律的であるとは、幼児期に典型的に見い出される他者との関係における依存性を克服し、他者を操作／支配の対象とすることを通じて自らのアイデンティティを確立しえる状態として理解されるのである<sup>25)</sup>。

このような自己—他者関係認識ならびにそれに基づく自律性認識は、二重の意味で問題を含んでいる。第一にそのような認識においては、母親—子供関係に典型的に見い出される相互依存的な関係が、自己形成過程において克服の対象とされる否定的なものではなく、むしろ自己形成にとって本質的かつ構成的な積極的位置を占めていることが十分に認識されていない（フェミニズム的観点からの子供の自己形成に関する研究は、相互依存性が「自己形成」において構

成的であることを明らかにしてきた)。第二により深刻な問題として、そのような自己—他者関係と自律性に対する認識には、明らかなジェンダー・バイアスが潜んでいることを指摘することが出来る。フェミニズム的問題意識に基づく数々の研究が指摘してきたように、エディプス期における社会規範の内面化は、男子と女子とではその持つ意義が根本的に異なっている<sup>26)</sup>。男子にとってのエディプス期は、依存的関係を保証してくれる母親との同一化を放棄するという代償を伴うものの、自己と同じ性を持つ親(父親)との同一化を通じて、結局は自らのアイデンティティの積極的・肯定的な確立をもたらす(肯定的自己モデルとしての父親)。それとは対照的に女子の場合には、一方においてエディプス期に押し付けられる異性の親(父親)との同一化は、決して実現化されることのない要求として立ち現われる。何故なら、男根の存在/不在という身体的差異のゆえに、父親との同一化が根本的に不可能であると想定されるからである。他方において、父親との同一化が不可能であるために女子が自己形成を成し遂げていくうえで選択せざるを得ない同性の親(母親)との同一化は、エディプス期においては克服すべき依存性の継続として否定的に位置付けられてしまう。その結果、女子にとってのエディプス期は、それ以外の道が閉ざされてしまっていることによって選択を強要される母親との同一化を通じて、結局のところ自らのアイデンティティを消極的・否定的に構成することを意味するのである(否定的自己モデルとしての母親)。

このようなジェンダー・バイアスを伴った自己形成認識と自律性認識を自明の前提として道徳理論が構築された結果、男子のみに優先的かつ特権的に保証される「他者との依存的関係を脱した自律的自己」を担い手とする「公正の問題」が、女子をその担い手とする他者との相互依存関係における互いの脆さの認識である「配慮の問題」と比較して、道徳的に高位に位置付けられることになるのである。

しかしベンハビブによれば、このようにして構成される公正の担い手としての自律的自己(男性によって担われる自律性)は、現実の社会生活における自己の在り方とはかけ離れた「具体的文脈から切り離され身体性を欠いた自己(disembedded and disembodied self)」に過ぎない。このような非現実的な虚構である自律的自己を準拠点として普遍的道徳について語ろうとする「代替的・立法的普遍主義」は、文脈依存的状況の中で具体的身体性を伴った諸個人の相互作用過程において生じる現実社会の道徳問題に対して有効な処方箋を提示できないのである<sup>27)</sup>。近代的自己形成認識と自律性認識をこのように根本的に問い直すという理論的作業を経たうえで、脱文脈的で非身体的な「一般化された他者(generalized other)」ではなく状況や文脈に埋め込まれた「具体的他者(concrete other)」を当事者とするような社会的相互行為において成り立ってくる具体的道徳問題を、あくまで普遍的に論じていくための理論的枠組みとして「相互作用の普遍主義」が提示されているのである。

このような「具体的他者」の観点から道徳問題を論じようとする「相互作用の普遍主義」の理論的/実践的可能性を模索していくうえで、「女性」が重要な位置を占める理由は明らかであろう。何故ならば、自律性確立を目指した近代的自己形成の過程において、男性が「肯定的

に」自律性を獲得した文脈を欠いた非身体的自己として構成されるのに対して、女性は「否定的に」自律性を欠如した依存的で身体的な存在として位置付けられてきたからである。つまり、近代的自己理念に照らし合わせて文脈依存的で身体的なものとして否定的に位置付けられる「女性」こそが、その否定性ゆえにベンハビィブが言うところの「非現実的で虚構的な自律的自己」の問題点を批判的に捉えていくことが出来るのである。

コールバーグ・ギリガン論争の検討に際して、ベンハビィブが一貫して「公正か配慮か」ではなく「公正と配慮」を主題として道徳理論が展開されねばならない点を強調することの意義は、このような近代的な道徳主体の捉え方に対するフェミニズム的批判との関連において理解されなければならない。つまりその主張は、近代的道徳観（自律的自己＝男性を担い手とする「公正の問題」としての道徳）が成立するに至った歴史的・社会的過程に見い出されるジェンダー・バイアス、ならびにそれに暗黙裡に準拠した近代的道徳理論を批判することを根本的な目的としたうえで、そのような問題の端的な現われとして現在の普遍主義的道徳理論に顕著にみられる「公正の重視と配慮の等閑視」を取り上げている。そしてさらに、そのようなジェンダー・バイアスを解消することを目指した「相互作用の普遍主義」の可能性を、具体的道徳問題を対象とする「配慮としての道徳」の意義を捉え直す中で模索するのである。ベンハビィブの立場は、「公正の問題」を「配慮の問題」に置き換えようとするのではなく、近代的自律性形成の過程において抑圧された価値である配慮の復権を目指す方向において、「公正と配慮」の両立可能性を追究するものなのである。

コールバーグ・ギリガン論争に触発されつつ提示されるベンハビィブのこのようなフェミニズムの問題提起は、母性を絶対視するロマン主義的な前近代への懐古とも父性と母性の本質的な差異をいわずらに強調するポストモダンの立場への飛躍とも異なり、ジェンダー・バイアスとして指摘される現代社会の問題点を、あくまで近代内在的に解決しようとする思想的・理論的挑戦として理解できる。このような点を踏まえるならば、ベンハビィブの議論が心理学主義的に人間存在一般を道徳主体として措定し、そこにおける公正と配慮のバランスの必要性を唱えるような安易な統合理論ではないことは明らかであろう。ベンハビィブは、道徳問題としての公正と配慮が近代という歴史的・社会的文脈においてどのように構成／分断化されてきたのか、そしてその過程においてジェンダー・バイアスがどのように形成／再生産されてきたのかを中心的テーマに据えることによって、コールバーグ・ギリガン論争が道徳発達理論においてのみならず社会理論にとって重要な問題提起であることを明らかにしているのである。

### 2.3. ハーバーマス理論にとってのフェミニズム的問題提起の意義：討論倫理学への批判

これまでに見てきた、コールバーグ理論に対するフェミニズムの立場からのギリガンによる批判、ならびにコールバーグ・ギリガン論争を単に発達心理学の次元においてのみならず近代的道徳の在り方自体に対するラディカルな問い直しとして解釈しようとするベンハビィブの試みは、ハーバーマスの批判理論に対してどのような意義を持つのであろうか。それらの議論は

ハーバーマス理論に対して何を問いかけ、さらにはどのような対話の契機を内に含んでいるのであろうか。

先に指摘したように、ハーバーマスはコミュニケーション的行為理論枠組みから道徳意識の発達を議論する際に、コールバーグの道徳発達理論に多くの面において依拠している。しかし、そこにはコールバーグ理論に対する批判も指摘することが出来る。ハーバーマスは道徳意識と自己アイデンティティ形成との関連を論じた論文において、第6段階における道徳判断の在り方を普遍的倫理原則として論じるコールバーグ理論の妥当性を認めつつも、そこでは個人の内面における「社会的なもの」と「自然的なもの」とを二項対立的に捉える図式が保持されている点を批判的に指摘する<sup>20)</sup>。ハーバーマスによれば、そのような二項対立図式は近代哲学を特徴付ける「意識哲学」の枠組みに準拠することから導き出されるものであるが、「言語哲学」へのパラダイム・シフトを経た討論倫理学においては、そのような本質主義的対立を前提視する必要はなくなるのである。このような前提のもとにハーバーマスは、コールバーグの第6段階よりもさらに高次の道徳意識の在り方として第7段階を設定する。第7段階における道徳意識では、第6段階で求められる「形式主義的義務の倫理」から個人の欲求解釈をも含んだ「普遍的コミュニケーションの倫理」へと道徳判断の基準が高次化されるとハーバーマスは想定する。コールバーグの第6段階では、個人が果たすべき道徳的義務と個人の欲求とは対立的関係に置かれているが、ハーバーマスの第7段階では、内的自然である個人の欲求は所与と看做されるのではなく「言語化」を通じて討論の対象になることが保証されると考えられている。つまりコールバーグ理論の普遍的倫理原則という発想に残存しているカント的二項対立である義務と欲求のアンチノミーは、内的自然を言語化し欲求の問題を相互主観的次元において討論の対象とすることを可能にする「普遍的コミュニケーションの倫理」によって解消され得ると想定されている<sup>20)</sup>。

このようにコールバーグ理論の批判的検討として展開されるハーバーマスの議論には、先にベンハビブの議論を検討する際に指摘したように、公正と配慮を統合しようとする道徳理論の萌芽を見出すことが出来る。「形式主義的義務の倫理」の上位に「普遍的コミュニケーション倫理」を設定することによって、自己における理性的側面（倫理的義務の遂行）と感情・情動的側面（内的欲求の充足）とを対立的に捉えるのではなく、コミュニケーションを通じての合意形成という相互主観的関係の枠内において両側面の統合を図ることを模索するハーバーマスの理論的試みは、脱慣習的水準における道徳意識の在り方を「義務と欲求の和解」（コールバーグ・ギリガン論争の文脈に即して言えば「公正と配慮の統合」）という観点から明らかにしようとするものである。この点を踏まえるならば、コールバーグ理論には形式主義的義務である「公正の問題」以外の道徳問題が含まれていない点を的確に認識し、それを乗り越えるべく第7段階を設定するハーバーマスの議論は、コミュニケーション的行為の観点から「公正と配慮」の問題を捉え直そうとする一つの試みとして理解することが出来るのである。

ところでベンハビブ議論の意義を論じた箇所でも明らかにしたように、フェミニズム的問題

提起を受けた現代の道徳理論が解決すべき問題は、単に公正と配慮の問題を人間性一般という次元において考察することにあるのではない。そもそも「近代」において道徳意識がいかにして構成されてきたのかを問い直す視点から、公正と配慮の分離／序列化に見い出されるジェンダー・バイアスを批判的に明らかにし、それを解消しようとするような「公正と配慮の相互関係」がどのようにして可能であるかを追究することが、普遍的道徳理論にとっての課題である。フェミニズム的問題意識に基づく道徳理論の課題をこのように理解すると、ハーバーマスの討論倫理学の一面性が明らかになると思われる。道徳理論との関連で論じられるハーバーマスの欲求解釈についての議論には、ベンハビィブのように公正と配慮の連関（分離化／序列化）において発揮される権力関係をジェンダーの観点から問い直すような視角が欠落しているように思われる。そこでは「義務と欲求の和解」の可能性が道徳主体一般を想定したうえで論じられており、「近代」における公正と配慮それぞれの担い手を構成する過程に見られるジェンダー・バイアスが、論じられるべき問題として取り上げられていない。つまり、第7段階での「内的自然の言語化」によって可能となる討論的欲求解釈(discursive need interpretation)についての説明ならびに討論倫理学全体を通じてのハーバーマスの議論には、ベンハビィブに見られるようなジェンダーに対するフェミニズムの問題関心は共有されていないのである<sup>30</sup>。コールバーグ批判として展開されるハーバーマスの道徳意識に関する議論は、形式的な公正とは異なる次元（義務とは異なる欲求）を道徳問題に取り入れようとする点において評価できるものの、そこには「近代」においてどのような過程を経て道徳問題が構成されるようになったのか、さらにはその過程にはどのようなジェンダー・バイアスが潜んでいたのかといった問題を批判的に明らかにしようとする方向性は見い出されないのである。

ハーバーマスのコールバーグ批判の意義と限界をこのように理解すれば、ギリガンのコールバーグへの批判さらにはそれに触発されたベンハビィブの議論が、ハーバーマス理論に対して大きな意義を持つことは明らかであろう。道徳理論におけるフェミニズムの問題提起は、公正と配慮を統合するという理論的課題が非歴史的・非社会文脈的に追究されるべきではないことを明示化している。そしてそのような問題提起は、道徳問題を論じる際のハーバーマスがジェンダー・ポリティックスに対する十分な認識を欠いている点を批判的に浮かび上がらせるのである。

さらに本稿の冒頭で指摘したように、フランクフルト学派第一世代とは異なる第二世代としてのハーバーマスの独自性が、批判的社会理論の再構築を「近代」を内在的に捉えていく知的試みとして目指す点にあるのならば、ここで指摘した問題はより深刻なものとして理解されねばならない。ハーバーマスのコールバーグ批判の眼目は、コミュニケーション的行為理論という視座に準拠することによって、カント以降の道徳哲学が引きずっている近代的な二項対立（義務と欲求のアンチノミー）を理論的に乗り越えようとすることに置かれている。その点でハーバーマスの試みは、近代内在的なかたちで道徳理論を再構築していこうとするものである。しかしそのような試み自体が、フェミニズムの問題提起が投げかける「近代」の内在的な問い

直し（公正と配慮の分離という「近代」的道德領域の設定における問題のみならず、公正の担いとしての男性と配慮の担い手としての女性を序列的に位置付けるという「近代」において形成されたジェンダー・バイアスの問題に対する批判）の意義を十分に理解し、「近代」自体に潜む権力関係としてジェンダー問題を理論的に認識することが出来ないのであれば、ハーバーマス理論もコールバーグ理論と同様にジェンダー・バイアスに対して無自覚であるという点において批判の対象とされるからである<sup>30)</sup>。

ここでの考察で見てきたように、「近代」を特徴付ける道德の在り方に内在するジェンダー・バイアスの問題に対して、ハーバーマス理論は未だに十分なかたちでは自覚的・反省的であるとは言えない。このことはハーバーマス理論が近代の内在的批判を自ら目指しながらも、皮肉なことに近代的ジェンダー問題に対しては無批判的な「男性中心主義」的言説となってしまう危険性を伴っていることを示している。道德問題をめぐるハーバーマスの議論に潜むこのような理論的危険性を的確に認識し、そのような危険性を乗り越えた近代内在的な言説を展開していこうとするうえで、フェミニズムとの理論的対話は批判理論にとって必要不可欠な課題であると判断する。

### 3. 政治理論におけるフェミニズムからの問題提起：ハーバーマスの公共圏議論への問いかけ

#### 3.1. 近代政治理論における公的—私的区分に対するフェミニズムの批判

現代における様々な政治諸理論は、近代西洋においてその成立をみた市民社会(civil society)を範型としつつ議論構築をしていく点において多くの共通点を持っている<sup>32)</sup>。自由・平等・博愛といった政治的理念は、いうまでもなく近代市民社会成立の契機であるフランス革命期に確立されたものである。これら近代的理念を根幹に据える政治思想に対しては、近年いわゆるポストモダンの立場から様々な根本的問い直しが試みられている。しかしながら、現代社会における政治の在り方を論じていくうえで、リベラリズムのように肯定的に捉えるのであれコミュニタリアニズムのように批判の対象とするのであれ、「近代市民社会」を準拠枠としつつ議論を展開する言説が、政治理論における支配的なパラダイムである点は依然として変わっていない<sup>33)</sup>。

政治理論におけるフェミニズム的問題提起は、このような近代政治理論に対して、ある意味ではポストモダンと同様に根本的な問い直しを迫るものである。近代政治理論に関する議論の中でフェミニズム的観点から批判の対象とされる点は、まず何よりも近代市民社会成立の条件である公的領域と私的領域との区分(public-private division)である。

近代政治理論においては、個人にとっての私的な事柄に関わる領域と社会全体にとっての公的な事柄に関わる領域との明確な区分を前提とし、後者における問題を政治が扱う範疇として

設定することがなからば自明視されている。つまりそこにおいては、政治の問題が、私的事柄とは明確に区別された「全ての人々に関わる公的問題」についての事柄であると想定されているのである。市民社会において確立された政教分離原則に明らかなように、個人的な関心や嗜好（私人としての宗教的信条）を政治の場に持ち込むことは、近代的政治においては不適切なことであると看做される。このような公的—私的区分ならびに政治的問題を後者の領域へ限定する基本的立場は、現代社会における政治について論じる際にも連綿と受け継がれている。

このように近代政治の在り方を規定している公的—私的区分に対して、フェミニズムはジェンダーの観点から問題提起を試みる<sup>30</sup>。そこでの議論によれば、近代市民社会において成立した公的—私的区分は、決してジェンダー・ニュートラルなものではない。一方において公的領域での社会関係（政治）の担い手としては成人男性が想定され、他方において私的領域での社会関係（家庭）の担い手として成人女性が位置付けられるというジェンダー・バイアスを公的—私的区分が形成される過程に見い出すことができることを、フェミニズム理論は明らかにしようとする。現代社会におけるジェンダー・ポリティクスを問題とする議論によれば、近代市民社会成立期におけるジェンダー・バイアスを伴った社会領域区分ならびにそれぞれの領域における性別役割分業が確立された結果、現代社会においても依然として女性は私的領域に囲まれ公的領域への進出を構造的に阻まれているとされるのである。

しかしながら、ここで注意せねばならないことは、近代的公的—私的区分に対するジェンダーの観点からの批判は、ただ単に「事実レベル」の問題として理解されるべきものではないという点である。もしもフェミニズムの問題提起が事実の問題（どれだけの人数の女性が公的領域へ参加しているのか）のみを対象とするものであるならば、いまや現代社会の多くにおいて確立されている普通選挙権の保証に基づく公的政治領域への女性の進出という事実をもって、そのような問題提起は非現実的で妥当性を欠くものと看做されることになる。しかしこれから検討していくように、近代政治理論に対するフェミニズムからの問いかけは、「事実レベル」と共により重要な問題として「規範レベル」において展開されているのである。たとえ現代社会においていかに多くの女性が公的領域への参入を制度的に保証されようとも、「公的領域の担い手としての男性／私的領域の担い手としての女性」という性別役割分業観が社会全体に共有された規範意識として根強く残っている限りは、近代市民社会に端を発するジェンダー・バイアスは解決されることなく再生産され続けることを、フェミニズムの問題提起は批判的に明らかにしようとするのである。

このように考えると、自由・平等・博愛を人類全体に保証された普遍的価値として唱えた近代市民社会理念自体の問題性（そこに潜むジェンダー・バイアス）を問い直そうとする点において、近代政治理論に対するフェミニズムからの問いかけは極めてラディカルな挑戦である。しかし、そのような思想的試みは近代的諸価値を全面的に否定しようとする一部のポスト・モダンの発想とは対照的に、ある点では極めて近代内在的な批判の試みであると言える。何故ならフェミニズムの挑戦は、近代的な政治の在り方を批判的に検討することを通じて、歴史過程

において一部の支配的社会的集団（ブルジョア男性）にのみ付与された（その点において疑似普遍的である）近代的価値を女性に代表されるその他全ての従属的集団に対しても保証することの必要性を明らかにし、それを真の意味において普遍的なものにしていこうとする規範的志向性を明確に持っているからである。

近代政治学に対するフェミニズムの問題提起の意義をこのように理解したうえで、以下ではそこで展開されている議論が批判理論に対してどのような問いを投げかけているのか、さらには両者の間においてどのような理論的対話が成立する可能性が潜んでいるのかを考察していくこととする。

### 3.2. 政治理論におけるフェミニズム的問題提起の内在的展開：ヤングとフレイザーの議論の検討

アイリス・ヤング(Iris M. Young)は、フェミニズム的問題提起が近代政治理論に対してどのような意義を持っているのかを検討した論文において<sup>35)</sup>、まず近代政治理論では政治的判断の基準として「公平さ(impartiality)」が強調されていることに注意を促す。このような政治理論における公平さの重視の背後には、人間存在における理性的側面と感情や欲望の側面とを対立的に捉える視点(the opposition between reason and affectivity, desire)が前提視されていることを、ヤングは指摘している<sup>36)</sup>。ヤングによれば、近代政治思想は「理性的であること」を感情や欲望に左右されない公平な状態と措定したうえで、望ましい政治の在り方はそのような公平さの発揮によって導かれるものと想定しているのである。しかしここで注意せねばならないことは、このような「公平としての理性」と感情や欲望とを対立的に捉える認識が近代政治思想において自明視されている点を明らかにしようとするヤングの意図は、非理性的な感情や欲望を政治理論において無前提に復権させることを唱えるものではないという点である。近代政治思想における理性把握（ならびに理性の対立物としての感情や欲望の位置付け）に対して批判を試みるヤングの議論の主眼点は、理性と欲望を対立的に捉えたうえで政治の問題を前者の領域に限定してしまった結果、近代政治理論が「欲望の善し悪し」を論じることが出来なくなってしまった点を明らかにすることに置かれている<sup>37)</sup>。近代政治理論が、「公平としての理性」を重視することによって社会関係における道徳的・政治的判断の領域を過度に限定してしまったがために、人間存在ならびに人間社会において不可避的に生じる感情や情動の問題を取り扱えなくなってしまっている点を、ヤングは批判的に指摘するのである。

先にも指摘したように、近代市民社会は公的—私的区分を本質的前提として成立したのであるが、ヤングが指摘する政治思想における理性と感情とを対立的に捉える基本的視角は、このような区分と密接に重なりあっている。つまり、一方において公的領域における理性の担いとして男性を想定し、他方において私的領域での感情の担い手として女性を位置付ける考え方が、近代における二項対立的な理性／感情認識には不可避的に伴っているのである<sup>38)</sup>。

フェミニズムの立場から捉えて見た場合に、近代政治思想を特徴付ける「公平としての理性」

の重視に伴う道徳・政治問題の限定は、二重の意味で問題を含んでいる。まず第一に、公的領域において理性の担い手となることを要求される男性にとって、私的領域としての家庭は自らの感情や欲望を充たすための「慰めの場所」として機能する。何故なら、どのような人間であれ理性的側面と非理性的側面の双方を有しているのであれば、後者が発揮される場（非理性的な感情的・情動的欲求を充足する人間関係）を持つことが不可欠だからである。そして言うまでもなく、このような私的領域での家族関係における感情的欲求の充足は、近代的な公的一私的区分を前提とする社会においては公的領域における諸活動とは切り離されたもの（私的な事柄）として図られざるを得ない。その結果、理性と非理性とを共に含んだ男性の欲求充足は、全人格的になされるのではなく分断的に充たされることを強要されるのである。第二に、このように男性にとって感情的慰めを得るための場／人間関係である家族は、女性にとっては異なった意味を持たざるを得ない。そもそもの公的一私的区分によって後者の領域へと押し込められた女性にとっては、感情的・情動的関係（子供の養育と配偶者への愛情）の担い手となるべく期待されることは、公的領域への参加や参入の機会が構造的に排除されてしまうことを意味するからである。男性が近代的な公的一私的区分によって全人格的なかたちでの欲求充足を阻害されるのに対して、女性の場合には一方の欲求充足の機会や可能性（公的領域への参加とそこでの理性の発揮）が、そもそもの最初から構造的に制限されてしまっているのである。そしてさらに、「公平としての理性」という近代理念が感情に対する理性の優越を暗黙の前提としている点を踏まえれば、公的一私的区分と密接に関連した理性と感情の区分が女性に与える影響はさらに深刻である。何故なら、女性は私的領域における感情的欲求充足の担い手としてのみ想定されることによって、理性の担い手である男性よりも低い存在と看做されてしまうからである<sup>39)</sup>。

このように、理性と感情を対立的に捉える基本的認識が近代的公的一私的区分を自明視する立場と結びつくことによって、近代政治理論は理性と感情が発揮される領域ならびにその担い手区分を暗黙の前提として想定することになり、そのような関係の在り方自体を批判的に捉えることが出来なくなる。その結果、近代政治理論は、市民社会成り立期において形成されたジェンダー・バイアスを伴った社会関係に潜む問題性を隠蔽し正当化してしまうのである。

ヤングは、フェミニズムの問題意識から明らかにされる近代政治理論における理性把握ならびにそれに準拠した「政治的なもの」の捉え方の問題点をこのように指摘したうえで、ハーバーマスのコミュニケーション的行為理論枠組みが、近代政治思想を特徴付ける二分法（理性的—感情的、公的一私的）を乗り越えようとしている点を肯定的に評価している<sup>40)</sup>。ヤングによれば、コミュニケーションを通じての討論過程において達成される相互主観的了解を基準として「政治的なもの」を考えようとするハーバーマスの理論枠組みは、非歴史的・脱文脈的に措定された理性的個人（ベンハビブが批判する近代的自律的自己）を担い手として想定する限定された政治把握を超えて、歴史的な文脈依存的状況において「政治的なもの」を捉えようとする志向性を十分に含んだものである。しかしながら、そのような規範的志向性にもか

かわらず、ハーバーマスの理論枠組みは近代的な公的・私的区分ならびにそれを前提とした政治把握に依然として準拠しているために、結局はその理論的可能性を完全な形において展開していない点をヤングは批判的に指摘している。つまりヤングの解釈によれば、ハーバーマス理論は人間間での討論を通じて発揮されるコミュニケーション的理性を中心に据えることによって、「公平としての理性」がもたらすアポリア（理性と感情とを対立のかつ序列的に捉える視角）を乗り越えていく可能性を有してはいるものの、その理論的潜在性を完全なかたちでは実現化していないのである。

ヤングはこのような問題の原因を、ハーバーマスのコミュニケーション観の一面性に求めている<sup>41</sup>。既にこれまでに様々な論者によって指摘されてきたように<sup>42</sup>、ハーバーマスのコミュニケーション的行為理論で中心的テーマに据えられているのは、言語を媒介とした相互理解を通じて規範を築き上げていくようなコミュニケーションの在り方である。そこでの議論においては、規範的了解志向を目指したものと異なる自己表現的コミュニケーションや言語を用いない身体的コミュニケーションの持つ意義が、周辺的位置に追いやられてしまっている。その結果、（先の道徳理論における議論においても指摘したように）コミュニケーション的行為の観点から道徳問題を論じることを目指した討論倫理学では、「内的自然の言語化」によって相互主観的解釈の対象となりえるような「欲求」は取り上げられているものの、個人の自己表現活動や身体表現活動との関連において「欲求」が持つ意義は、考察の対象とはされていないのである。ヤングによれば、規範形成を志向する理性的な相互主観的コミュニケーションの側面のみを重視するハーバーマスの理論図式においては、結局のところ感情や欲求についての議論は規範に関するコミュニケーションについての議論とは切り離されてしまわざるをえないのである<sup>43</sup>。

ヤングは、ジュリア・クリスティバ(Julia Kristeva)の言語分析における「象徴的(symbolic)」と「記号的(semiotic)」の区分の重要性に言及しつつ、ハーバーマスのコミュニケーション観への批判的考察をおこなうことによって、コミュニケーション分析において規範的合意形成の側面のみを重視するという一面性がハーバーマス理論全体の可能性を狭めてしまっている点を明らかにする。さらにそのような批判的観点から、より広い射定を持った言語観に準拠したコミュニケーション的倫理学の構築を構築することによって、「多様な公共的生活の在り方(heterogeneous public life)」を模索していく必要性を唱えるのである<sup>44</sup>。

ヤングによれば、このような現代の政治理論にとっての理論的・実践的課題である「多様な公共的生活の在り方」を考えていくうえにおいて、これまでの女性運動は多くの示唆を含んでいる。何故ならば、女性運動はそのスローガンである「個人的な事柄は政治的なものである(The personal is political)」に明らかのように、従来政治観において非政治的で些末な事柄と看做されてきた「私的な事柄」を「政治化」することを目指すと共に、どのような存在であれ私的領域に閉じ込められるべきではないという理念のもとに、「私的な事柄」の担い手としての女性が公的領域へと参加・進出するための機会を拡大することを目指してきたからである<sup>45</sup>。

そのような理論的・実践的挑戦は、「個別で特殊なもの(the particular)」として「普遍的なもの(the universal)」に従属させられてきた事柄が持つ価値を見直すと共に、そのような問題を単に個人の私的領域におけるものとしてではなく、あくまで公的問題として人々の前に提示し、それに対する社会的関心を喚起しようとする試みであった。ここでの文脈に即していえば、女性運動における「政治化」の試みは、感情や情動によって構成される人間関係を私的領域における問題として片付けるのではなく、「多様な公的生活の在り方」として対象化していこうとする。そのようなフェミニズムの試みは、「公平としての理性」のみを重視することによって限定されてきたこれまでの公的政治の在り方を超えて、より多様な「政治的なるもの」の在り方を構築しようとすることにほかならないのである。

以上みてきたように、ヤングは近代政治思想を特徴づける「公平としての理性」の問題性を、そこに潜むジェンダー・バイアスとの関連において批判的に論じている。そのような批判を通じて、より多様なものとして「政治的なるもの」をテーマ化していくことが今後の政治理論の課題であることを指摘するのである。それでは、近代市民社会の成立以来今日に至るまで自明視されてきた政治の在り方を超えていくような「多様な公的生活の在り方」とは、具体的にどのようなものなのだろうか。公平さを価値基準として判断される政治とは異なる公的生活についての問いかけは、どのような問題をめぐって、またどのような社会勢力によって主題化されるべきものなのだろうか。この点を考えていくうえで示唆に富むと思われる「欲求解釈をめぐるポリティックス(politics of need interpretation)」に考察を加えているナンシー・フレイザー(Nancy Fraser)の議論を、次に検討していくことにする。

社会福祉国家における「欲求解釈をめぐるポリティックス」の状況を分析した論文において<sup>40</sup>、フレイザーは、まず最初に自らの考察の焦点を「欲求そのもの」ではなく「欲求についての言説」に設定することを明確化している<sup>41</sup>。つまり、人間欲求一般（欲求とは何か）を問題とするのではなく、特定の歴史的・社会的文脈において特定の社会集団によって共有された「欲求についての解釈枠組み（何がどのように欲求として解釈されるのか）」について、フレイザーは考察を加えるのである。このような理論戦略は非常に重要である。何故ならば、それによって本質主義的に欲求を問題とするのではなく社会的に構成されるものとして欲求を捉える（解釈対象として欲求を位置付ける）ことが可能になる。さらに重要なこととして、歴史的・社会的に欲求解釈を問題とすることによって、様々に異なる欲求解釈枠組みの間で生じる自らの正当性を確立することを目指した競合・対立関係を、分析視野に取り入れることが可能になるのである。つまり「欲求そのもの」ではなく「欲求についての言説」を考察の対象に据えるという問題設定によって、哲学的・心理学的ではなく社会科学的に欲求の問題を論じる理論的地平が開かれ、そのような地平から「欲求解釈をめぐるポリティックス」として現代社会の文化や政治の問題を浮かび上がらせることが出来るようになるのである。

このようなフレイザーの理論戦略は、ヤングと共通の問題意識を持ちつつ、それとは異なる

方法において近代政治理論の問い直しを試みようとするものである。ヤングが「公平としての理性」に対する批判的考察を通じて、理性と感情の対立図式を超えた政治理論の必要性を明らかにしたのに対して、フレイザーはそのような認識を共有しつつさらに積極的に、新たな政治の具体例として現代社会における「欲求解釈をめぐるポリティックス」の状況を検討するのである。

フレイザーは「欲求についての言説」を論じる際に認識せねばならない重要点を、以下の四点において指摘している<sup>49)</sup>。まず第一に、欲求は本質主義的に捉えられる所与のものではないこと。第二に、欲求解釈は常に「誰のものか」という問題を含むこと。第三に、既存社会において権威を付与され正当なものと看做されている欲求解釈は、必ずしも適切かつ公正なものではないこと。第四に、欲求解釈は個人的な問題ではなく社会的機構を通じて制度化されるものであること。欲求解釈の位置付けについてのこのような指摘が、近代政治理論に対する根本的な批判を意図していることは明白であろう。先のヤングの議論を検討した箇所でも述べたように、理性と対立的なものと看做される欲求は、近代政治理論では私的領域における個人の問題と看做され「非政治的なもの」として片付けられてしまう。このような位置付けとは対照的に、フレイザーは欲求を心理次元における本質としてではなく社会的構成物として捉え、さらに個人次元ではなく社会集団／制度次元において論じることによって、欲求解釈の問題をまさに政治の問題（欲求解釈をめぐるポリティックス）として主題化しようとするのである。

「欲求解釈をめぐるポリティックス」の意義を検討する際に、フレイザーは「政治的なもの」を政党による諸活動や議会での戦略的取り引きといった「公認の政治(official-political)」としてのみならず、より広範な社会関係を対象とする「討論としての政治(discursive-political)」としても捉える必要性を再確認している<sup>49)</sup>。フレイザーによれば、政治の問題は単に希少価値の分配を公平に行うことにのみあるのではなく、様々な競合的討論を通じた社会的闘争過程全体を含むものである。このように正当性を巡って言説間で交される競合や対立として政治を捉える観点に立つと、近代政治理論における政治の位置付けの問題点が明らかになる。近代的政治理念が前提視する公的—私的区分によって、一方で政治の問題が公的領域である国家における「公認の政治」に縮減され、他方で家庭や経済の問題は私的領域に関わることと看做され、そこにおける「討論の政治」の可能性は政治問題から排除されてしまうのである<sup>50)</sup>。このように「公認の政治」のみを政治として捉える近代的前提のもとで、欲求の問題は「個人的で非政治的な事柄」として位置付けられ続けてきたのである。

フレイザーは、「欲求解釈をめぐるポリティックス」の実践がこのような政治問題の限定化／矮小化にラディカルな批判を加え、より広い問題領域において「政治的なもの」を論じることが可能になると考える。そして、そのような批判の具体的契機を、「個人的なものは政治的である」とのスローガンのもとに私的な事柄を「政治化」しようとする女性運動の中に見出しうると指摘する。しかしながらフレイザーは、女性運動に潜むそのような解放的潜在性を無前提に評価している訳ではない。フレイザーによれば、福祉国家社会としての現代先進資

本主義社会では、欲求解釈自体が競合的な諸言説による闘争の対象として取り扱われている結果、欲求解釈をめぐるポリティックスは複雑に絡み合った権力関係のまっただ中に置かれている。それゆえ、私的事柄を主題化する女性運動の試みが解放的成果をもたらすのかそれとも抑圧的なものとして作用するのかは、欲求解釈をめぐる様々な競合勢力の力関係を見極めたいうえでなければ判断を下すことは出来ないのである<sup>51)</sup>。

フレイザーはこのような現代社会の権力状況を明らかにするために、欲求解釈をめぐる言説を「対抗的な言説(oppisitional discourse)」、「専門家の言説(expert discourse)」、「再私的化する言説(reprivatizing discourse)」の三つに分類して議論を進めていく<sup>52)</sup>。フレイザーは、福祉国家においては私的領域での個人の問題と看做されてきた事柄から生じる葛藤が深刻な問題として社会的に認知されるようになった場合に（例えば、公的領域において保証される両性の平等と家庭での育児や介護とをどのように両立させるべきか）、問題解決の方法として「専門家の言説」が動員される傾向が強いことを指摘する。この場合であれば、家庭における育児や介護の問題は専門家（ソーシャルワーカーやホームヘルパー）を担い手とする「専門家の言説」を用いることによって解決が試みられるのである。このような場合には、そもそもの葛藤の原因であるジェンダー・バイアスを伴った近代的二項対立図式（公的領域における労働の担い手である男性と私的領域における育児と介護の担い手である女性との構造的性別役割分業）自体の問題性が論じられることはない。そのような図式自体の妥当性を自明視したうえで、福祉国家的サービスを提供することによって問題解決が図られるのである。その結果、自分のキャリアを積み上げていくことと家庭での育児とのギャップに悩む女性の自己欲求充足に関わる問題は、社会的関心を喚起することによって討論政治の対象となるのではなく、家庭生活に対する国家／行政側からのサービス提供を通じて再び「私的問題」と看做されてしまう。つまり「個人的事柄」は、「政治化」されるのではなく「専門家の言説」を行政的道具として援用することによって「再私的化」されるのである<sup>53)</sup>。

このような過程において、労働と育児という対立的かつ競合的な欲求をめぐるポリティックスは、公的領域での活動と私的領域での活動との新たな関係やこれまでの社会通念においてそれぞれの領域の主たる担い手と看做されてきた男性と女性との新たな関係の在り方を模索するのではなく、ジェンダー・バイアスを含んだ既存の社会的支配関係を再生産するようなかたちで解決が図られてしまう。そこでは、育児という「個人的問題」を公的問題として捉え直そうとする女性運動の「対抗的言説」は、行政的サービスとして提供される「専門家の言説」と「再私的化する言説」によって周辺的な位置に追いやられてしまう危険性に直面しているのである。

フレイザーは、女性運動の中で生じた欲求解釈を「政治化」しようとする当初の試みが「再私的化」されてしまう事例を、「男性による女性に対する暴力(wife-battering)」がフェミニズム的立場から問題として提起され、広範な関心を得ることによって社会問題として認識される段階を経て、やがてそれに対する国家／行政的保証が確立されるに至ったアメリカ合衆国での

一連の過程に見い出している<sup>50</sup>。かつては夫婦間の個人的問題と看做されていた夫による妻への暴力は、フェミニズムの問題意識の高まりを背景として社会的ジェンダー差別の一形態として人々に認識されるに至った。そのような社会的意識変化を受けて、「女性に対する暴力」を解決するための様々な福祉政策が国家／行政側から提供されることになったのである。このような一連の過程の中で、当初は自らも夫による暴力の被害者である女性を相談相手としていた「暴力を受けた女性の避難所(battered women's shelters)」は、行政側からの資金的／人的援助を受けることによってその性格を変えていった。「避難所」のスタッフや相談員は専門的知識を持ったソーシャルワーカーが占めるようになり、また暴力の被害者である女性に対して提供される具体的実践も、女性運動に見られたような「男性からの暴力(battering)」という共通の経験に基づく意識高揚の討論(the language game of consciousness-raising)から、専門的知識を用いたソーシャル・ワーカーによる治療的対話(the language game of therapy)へと変化していった。ソーシャルワーカーを担い手とした「避難所」では、暴力の被害者である女性たち(battered women)は、ジェンダー差別に起因する社会問題の解決に共に取り組む積極的エージェントとしてではなく、他の社会福祉政策の場合と同様に行政サービスの受益者たる受動的クライアントの位置に置かれてしまうのである。

「男性による女性に対する暴力」がどのように問題視され、その後の具体的政策がどのような過程を経て実施されていったのかを具体的事例として、フレイザーは現代の福祉国家では対抗的欲求解釈の試みが行政政策における専門家的／再私的化言説に取り込まれてしまう傾向が支配的であることを明らかにするのである。このように対抗的言説が専門家／再私的化言説によってその批判性を奪われてしまう傾向性と同時に、逆に専門家による行政的試みが対抗的言説化へと転じる潜在性が現代の社会福祉政策の中に潜んでいる点を、フレイザーはブルデンス・モース・レイنز(Prudence Mors Rains)による十代で妊娠した少女の道徳経歴(moral careers)の比較研究を参照しつつ指摘している<sup>50</sup>。

十代で妊娠した白人少女と黒人少女のその後の道徳経歴の比較研究を試みたレイنزの報告によれば、専門的ソーシャルワーカーとの対話において二つの集団は対照的な反応を示した。レイنزによると、少女の妊娠の原因は本人にも自覚されていない権威的両親への愛情欲求や反発の現われであり、そのことを本人が自覚するまでは妊娠という問題行為の根本的な解決は得られないと考える専門家に対して、白人の少女たちはそのような言説を自らに内面化していく傾向が強い。つまり治療的対話を通じて、妊娠という問題状況を引き起こした原因と妊娠後の自己の在り方(性的欲求に対する解釈)が、彼女自身によってではなくソーシャルワーカーを通じて伝えられる「専門家の言説」によって解釈／形成されるのである<sup>50</sup>。それに対して黒人の少女たちは、ソーシャルワーカーとの対話を通じて一方ではそこから得られる自らの欲求解釈にとって適切な部分を吸収しつつも、他方では対話におけるユーモアや冷やかしの戦略を用いて、ソーシャルワーカーが提示する「専門家の言説」によってではなく自分自身の言葉を用いて妊娠という事態を解釈し、その後の自己像を築き上げようとする<sup>50</sup>。つまり黒人少

女たちは、専門家の欲求解釈図式を全面的に内面化するのではなく、それを利用しつつも自らの欲求解釈に基づき独自の道徳経歴を作り上げていくのである。このように白人少女と黒人少女とでは、妊娠という体験を経た後の道徳経歴の形成の仕方において対照的であることをレインズは報告している。

フレイザーは、このようなレインズ報告に記されている黒人少女たちの反応の中に、社会福祉政策におけるサービス受益者であるクライアントが専門家の提示する欲求解釈図式に全面的に依存するのではなく、時として「専門家の言説」に対して抵抗を試み、自らの手で「対抗的言説」を築き上げていく契機を見出している。社会福祉政策は、欲求解釈のポリティックスにおいて諸個人をエージェントとしてではなくクライアントの位置に押し留めることを目的としているが、そのような政策自体が逆にそれに対抗する言説を生み出す契機をも内包しているのである。この点で社会福祉政策は、欲求解釈のポリティックスを批判的に実践しようとする試みにとって極めてアンビバレントな潜在性を有していることを、フレイザーは強調するのである。

以上述べたような二つの対極的事例を引き合いに出してフレイザーが明らかにすることは、現代社会に見い出される欲求解釈という問題自体は、本質的に解放的なものでも抑圧的なものでもなく「多元的な価値を持ち競合的なもの(multivalent and contested)」であるという点である<sup>50)</sup>。たとえその出自が対抗的な社会運動から生じたものであっても、欲求解釈をめぐる要求が福祉国家による行政的諸政策として固定化されるならば、そのことが持つ意義は体制順応的なものになる。また反対に、福祉行政的プログラムの一環して為されるクライアントの欲求を治療的に言説化しようとする専門家の試みにおいても、そのような言説自体の問い直しや再構築を突きつけるような対抗的言説が生まれる可能性が潜んでいるのである。女性運動における具体的事例を引き合いに出しながら論じられるフレイザーの議論から明らかなように、社会福祉国家での欲求解釈の問題を考えていくうえで重要なことは、様々な自己利害を持った社会集団を担い手とする競合的・対立的言説の間で交されるポリティックスの次元において、欲求解釈の意義を理解することである。以上において見てきたように、フレイザーの議論は、欲求解釈が置かれている複雑な社会状況を分析することを通じて、近代政治理論が前提視するのは異なる位相において発生し、現代社会においてますます重要性を高めつつある「欲求解釈のポリティックス」が持つ意義と課題を、新たな「政治的なもの」の可能性という点から検討する試みとして理解できる。

### 3.3. ハーバーマスにとってのフェミニズム的問題提起の意義：公共圏議論への批判

ここで検討してきた、近代政治思想において自明視されている公的領域—私的領域区分に潜むジェンダー・バイアスに対する批判として展開されるヤングやフレイザーの議論は、ハーバーマスの批判理論に対してどのような意義を持っているのだろうか。これまでの検討から明らかなように、「近代」批判を試みていく基本的スタンスにおいて、両者の議論はハーバーマス

理論と幾つかの点で共通性を持っている。ヤングは、理性と感情とを対立的に位置付けたうえで「公平としての理性」を偏重する近代政治理論の自明の前提に対して批判を試みる際に、ハーバーマスのコミュニケーション的行為理論がそのような前提を問い直す理論的可能性を持っていることを明示化している。またフレイザーが、従来の政治理論が前提視する「公認の政治」としてのみならず「討論の政治」としても「政治的なるもの」を把握する必要性を明らかにしたうえで、「欲求解釈のポリティックス」の観点から現代社会の権力関係を批判的に捉えていこうとする際にハーバーマス理論に大きく依拠していることは明白である。しかし、このような肯定的評価とともに、両者の議論はハーバーマス理論に対して根本的な疑問を提示している。「公平としての理性」と「欲求解釈」をそれぞれにおける中心的テーマとして展開される二人の議論に共通して見出されるハーバーマス批判のポイントは、ハーバーマス理論が近代政治理論の限界を乗り越えていく潜在性を持ちながらも公的領域—私的領域区分に未だ無批判に準拠しているために、その可能性を十分な形では展開しえていないという点である<sup>59)</sup>。

ヤングとフレイザーが強調しているフェミニズム的立場から近代的公的—私的区分を根本的に見直すという要求は、ハーバーマス独自の「政治的なるもの」理解である公共圏議論の妥当性を考えていくうえで、大きな意義を持っているように思われる。『公共性の構造転換』で提示されたハーバーマスの公共圏議論は、歴史的観点から「公共的なるもの(die Öffentlichkeit)」が政治思想においてどのように概念化され、また現実社会においてどのような過程を経て制度化されてきたのかを検討したものである<sup>60)</sup>。そこでの議論のポイントは、ブルジョアジーを担い手とした近代市民社会において歴史上はじめて、個人の出自や社会的地位に拘束されることのない自由で平等な社会的関係の中での理性的討論が成立したとするものである。そのような理性的討論が交される社会的意味空間が、近代市民社会成立期に現われた「ブルジョア的公共圏」にはかならない。ハーバーマスは、『公共性の構造転換』で検討を加えた「ブルジョアの公共圏」の中に普遍的理性の契機を見出し、そこでの人間関係の在り方を規範的雛型としてその後『コミュニケーション的行為の理論』において集大成されるコミュニケーション的行為理論の精緻化と体系化へと理論的作業を進めていった<sup>61)</sup>。『公共性の構造転換』から『コミュニケーション的行為の理論』へと至るこのような理論展開から明らかなように、ハーバーマス理論における公共圏ならびにコミュニケーション的理性という概念は、近代市民社会において成立を見た歴史的事実(historical fact)であると同時に批判的社会理論を構築していく際の規範的準拠点(normative ground)として、二重の重要性を持っているのである<sup>62)</sup>。公共圏とコミュニケーション的理性の意義がハーバーマス理論においてこのように位置付けられていることを確認すれば、現代社会批判に際してハーバーマスが一貫して「近代」擁護の立場を取ることを意味を、よりの確に理解することが出来る。ハーバーマスにとって「近代」を擁護することは、公共圏における人間関係の在り方(コミュニケーション的理性の発現としての討論)を規範的基準として、現代社会に見出される問題点や解決すべき諸問題を明らかにしていこうとする批判的社会理論の実践的志向性と内的に連関している。つまりハーバーマスによる「近代」内

在的な批判の試みとは、普遍的価値を持つコミュニケーション的理性が行使される社会的関係／空間である公共圏の確立を、現代社会の状況下において目指すことにほかならないのである。

これまでに見てきたように、ヤングやフレイザーの議論はこのような規範的志向性を共有している。そのような規範性を共有したうえで、フェミニズムの立場からハーバーマスに対して内在的な批判が試みられていることの理由と意義について考えていく必要があると本稿では考える。以下では、近代的公的—私的区分に潜む問題点をハーバーマスが十分に論じ切っていないというフェミニズムからの批判を踏まえて、近代的公的—私的区分に伴う「女性の排除」という問題がハーバーマス理論の中でどのように位置付けられているか、さらにその問題の意義がどのように解釈されているのかを批判的に検討していく。そこでまずはじめに、『公共性の構造転換』の中で近代における「排除の問題」がどのように捉えられていたのかを確認したうえで、次にフェミニズム的立場からの批判を受けた現在のハーバーマスが、「女性の排除」の問題を自らの公共圏議論との関連でどのように理解しているのかについて論じていくこととする。

ハーバーマスは『公共性の構造転換』において、近代的ブルジョアジーの自己表榜である「普遍性」が一面的であることを的確に指摘している<sup>89</sup>。近代成立期における新興台頭勢力であったブルジョアジーは、旧支配階級である王侯や貴族に対抗して、自らが「普遍的人類」を代表するものであると主張することによって自己要求の正当化を試みた。全ての理性的人間に付与されていると想定された自由・平等・博愛といった諸価値に訴えかけることによって、ブルジョアジーは旧支配階級の特殊性とは対照的に普遍性を持つものとして自らの歴史的価値を築きあげようとしたのである。しかしハーバーマスが指摘するところによれば、近代市民社会において理念とされた「理性の担い手としての普遍的人類」は、実際にはブルジョアジー自身のことであり、そのような「人類」の範疇から農民や労働者は構造的に排除されているという自己欺瞞がブルジョアジー理念には潜んでいる。このような『公共性の構造転換』での考察から明らかなように、ブルジョア公共圏における階級的排除／差別の問題をハーバーマスは十分に認識しているのである。

ところで、本稿で検討したフェミニズムの問題提起が明らかにしてきたように、近代的理念である自由や平等が市民社会において形成される過程で生じた排除／差別の構造は、階級間においてと同様に男女間においても指摘しうるものである。何故ならば、近代的な公的領域と私的領域の区別がジェンダー・バイアスを伴うかたちで形成され、その結果として女性は、家庭という私的領域の中に囲い込まれ、それ以外の社会領域への参加や参入を構造的に制限されてきたと理解されるからである。つまり近代的な公的領域—私的領域の区分によって、「公的領域の担い手としての男性／私的領域の担い手としての女性」というジェンダーをめぐる近代的な排除／差別として性別役割分業が確立されたのである。ハーバーマスが依然として近代的な

公的領域—私的領域区分の規範的妥当性を前提として議論を進めていることに対してヤングが批判を加えることの意義は、このような文脈において理解されねばならない。『公共性の構造転換』の中で近代的公共圏の規範的妥当性を検討するハーバーマスが、一方では「階級としてのブルジョアジーの一面性（非ブルジョア階級の排除）」を批判的に指摘するものの、他方では「男性としてのブルジョアジーの一面性（非男性の排除）」に対して十分な考察を加えていない点が問題とされているのである。フェミニズムの立場から見れば、「近代」に潜むジェンダー・バイアスを的確に問題化しえない批判理論は、結局のところ「男性中心主義」的言説にならざるをえないのである。

しかしながら、『公共性の構造転換』刊行後およそ30年が経過した現時点でのハーバーマスは、フェミニズムの立場から公共圏議論に加えられてきた諸批判に対して、決して無自覚である訳ではない。1990年の『公共性の構造転換』新版刊行に際して書き加えられた「序文」の中で、ハーバーマスは1962年の刊行以来様々な学問領域において様々な立場から提示されてきた自身の公共圏議論に対する批判について検討している<sup>64</sup>。その中でフェミニズムからの批判についても言及し、初版刊行当時の自分が「近代」に潜むジェンダー・バイアスの問題に対して十分に自覚的ではなかった点を率直に認めている<sup>65</sup>。しかし同時に、自分の公共圏議論の大枠は現在においても依然として妥当なものであり、公共圏議論内在的にフェミニズム的問題提起を解決していくことが可能であるとの立場を明確にしている。ハーバーマスこのような基本的認識は、公的—私的区分に伴う公共圏からの「女性の排除」が意味することをどのように理解すべきかを述べた部分に端的に現われている<sup>66</sup>。

ハーバーマスによれば、近代市民社会における公共圏からの「女性の排除」は、決してフーコー的な意味において本質的なものではないとされる。ここでいう本質的排除とは、ある特定の集団や社会関係を形成していくうえで、自らとは異なる「他者」を排除することが、そのような集団や関係が成立するために必要不可欠な場合を示している。つまり「他者の排除」が「自己の形成」にとって構成的な位置を占めている場合に、そのような排除は本質的なものと看做されるのである。フーコーが指摘するように、このような排除関係のもとでは「自己」と「他者」の間でコミュニケーションが成立する余地は存在しない。ハーバーマスは、司祭や貴族を担い手とした前近代的な具現的公共圏(representative public sphere)から民衆が排除される場合が、このような意味での本質的排除の事例であることを指摘している。具現的公共圏においては、神聖さや崇高さを身体的に具現する支配階層とそれを見せつけられる民衆との間には、何ら共通のコミュニケーション回路は存在しないのである。それに対して、市民社会における近代的公共圏からの「女性の排除」が、このような性質の排除とは異なるものである点をハーバーマスは強調している。女性は現実の歴史過程において確かにブルジョア的公共圏から排除されてはいたが、排除する側(男性)と排除された側(女性)との関係は、その後の過程において両者の間でのコミュニケーションが十分に成立するような性格のものであるとハーバーマスは主張するのである。何故ならば、近代的公共圏はその自己理念において「万人に開か

れた普遍的参加」を掲げているからであるとされる。つまり、女性運動が理念としての「普遍的参加」を男性にとってのみならず女性に対しても保証することを要求として突きつけることによって、近代的公共圏への女性の参加が確保されることになり、そのことによって「排除」の問題が公共圏内部において解消され得るのである。結局のところ、近代成立過程に見い出される「女性の排除」は、(その他の社会集団の排除と同様に) 近代的公共圏自体に潜む自己転換ポテンシャル(普遍的参加という理念の実現化)によって内的に解決可能であるとハーバーマスは考えるのである<sup>70</sup>。

「女性の排除」についてのハーバーマスのこのような議論は、非常に重要な意味を持っている。「排除」という観点から提示される「近代」に対する問いかけの意義を、近代的諸理念自体の放棄ではなくその拡張を目指したものとして理解するハーバーマスの立場は、フェミニズム思想の内実ならびに女性運動の史的展開過程とそこで提示されてきた諸要求(普通選挙権の獲得など)の内容に照らし合わせて見た場合に、妥当なものであるといえる。何故ならば、ここで取り上げたフェミニズム的問題提起からも明らかのように、「近代」を問い直そうとするフェミニズム思想は、プレモダンへの回帰やポストモダンへの飛躍といった「近代の放棄」ではなく、内在的な「近代」批判の試みとして意義を持つものだからである。この点に鑑みれば、「女性の排除」という問題をフーコー的に本質的なものと捉える立場を退け、公共圏の自己転換過程においてその問題を解決することの可能性と必要性を提示するハーバーマスの分析視角は、批判理論とフェミニズムとの理論的対話を模索していくうえにおいて不可欠であるといえる。

しかし、「女性の排除」を解決することが、近代的公共圏の規範的妥当性自体を保持しつつ「内部からの批判を通じての自己転換」によって可能であるとするハーバーマスの立場は、あまりに楽観的であるように思われる。道徳理論におけるフェミニズムの問題提起を論じた箇所でも取り上げた「公正と配慮」の普遍主義的統合を目指したベンハビィブの議論や、ここで検討した「欲求解釈のポリティックス」について論じるフレイザーの議論などから明らかのように、フェミニズムからなされる「近代」批判は内在的であると同時に、「近代」の規範性認識における極めてラディカルな転換を迫るものである。それらフェミニズム的問題提起は、「近代」が自明視してきた道徳や政治の在り方自体を「規範レベル」において根本的に見直すという要求を突きつけているのである。フェミニズムの立場から試みられる「近代」批判がこのように極めてラディカルな要求を含むものであるのなら、たとえその要求がハーバーマスが指摘するように近代的公共圏理念内部からの批判として理解できるものであっても、フェミニズムからの批判を受け止めたうえで求められる公共圏理念の「自己転換」は、根本的かつ本質的な部分にまで及ばざるを得ないのではないだろうか。

『公共性の構造転換』におけるハーバーマスの議論では、市民社会成立期に「自由意志・愛の共同体・教養」を契機とする家夫長制家族の親密圏における「フマニテート(人間形成)」を背景として公的領域—私的領域の明確な区分が形成されたことが跡付けられ、さらにそのよ

うな区分が近代的公共圏の成立にとって必要前提条件であると看做されている<sup>68)</sup>。ところが、このようなハーバーマスの近代家族の位置付けとは対照的に、フェミニズムの問題提起は「近代」を特徴付ける家夫長的な家族形態／社会形態自体にジェンダー差別の根本的原因が潜んでいることを指摘しているのである。そうであるならば、フェミニズムからの批判を受けとめた公共圏議論は、近代的な家族形態／社会形態そのものに潜むジェンダー・バイアスに対して自覚的になったうえで、近代的公的—私的区分を前提視するのではなくそれを批判的に捉え直すという理論的課題を成し遂げた後に、公共圏の自己転換の可能性と具体的な在り方を論じなければならないであろう。しかし現在までのところ、フェミニズムが主張する「近代」に対するラディカルな認識転換の必要性が、ハーバーマスの公共圏議論において十分に共有されているようには思われない。公的—私的区分の規範的妥当性を再検討することの必要性に言及することなく、「女性の排除」の問題が公共圏内部において解決可能であるとする「序文」でのハーバーマスの立場は、フェミニズム的批判が内包するラディカルな潜在性に対して十分に自覚的であるとは言い難いのである<sup>69)</sup>。

以上みてきたように、現時点でのハーバーマスは、一方においてフェミニズム的問題関心から提示される公共圏議論への批判に耳を傾けるとともに、公共圏議論的にその批判を受け止めていく必要性を指摘している。そのこと自体は、批判理論とフェミニズムとの理論的対話の可能性を保証するものとして肯定的に評価すべき点である。しかしながら他方において、ハーバーマスによるフェミニズム的問題提起の理解は、特に公共圏議論における公的—私的区分の位置付けにおいて未だ不十分であると言わざるを得ない。理論的対話を試みていくうえにおいて、論争相手からの問いかけに対する不十分な認識は、「他者」から提示される批判を誤解するというかたちであれ「自己」の立場を正当化するというかたちであれ、結果として理論的対話を不毛なものにしてしまう。たとえ「自己」と「他者」との間でコミュニケーションが交わることが保証されていても、「他者」に対する不十分な認識によって「自己」転換の可能性が制限され、理論的対話に潜む解放的潜在力は抑圧されてしまうように思われるのである。

ここで検討を加えたヤングとフレイザーによる近代政治理論批判としてなされる公的—私的区分に対する根本的な見直しの試みは、批判理論にとってフェミニズムとの対話が可能かつ必要であることを指摘すると共に、そのような理論的対話はハーバーマスが想定している以上にラディカルな自己転換を公共圏議論に対して突きつけるものであることを明らかにしてくれる点において、大きな意義を持つと判断する。

#### 4. 「近代」内在的な批判理論の今後の課題：フェミニズム思想との理論的対話の意義

本稿におけるこれまでの考察では、批判理論とフェミニズムとの理論的対話の可能性と意義

を明らかにするという目的を設定したうえで、道徳理論と政治理論とにおけるフェミニズムの問題提起の内実ならびにそれをめぐる具体的議論について検討を加えてきた。その結果、批判理論とフェミニズムとの間には「近代」を共通の問題意識とする理論的対話が成立する可能性が多分に含まれていることが明らかになった。それと同時に、「近代」に潜む支配—従属関係をジェンダーの観点からラディカルに問い直していこうとするフェミニズムとの対話はハーバーマース理論に対して自己反省(self-reflection)を迫るものであるが、フェミニズム的問題提起を踏まえたとえでの批判理論の自己転換(self-transformation)が、ハーバーマース自身によっては未だ十分なかたちでは成し遂げられていない点を明らかにすることが出来た。そして、このような問題点を乗り越えていくうえで、ベンハビィブ、ヤング、フレイザー等の議論に見い出される批判理論とフェミニズムとの理論的対話の試みが大きな意義を持っていることを指摘した。

そこで本稿の最後において、このような理論的作業が現代社会を批判的に捉えていくうえでどのような意義を持っているのかについて、現代社会のコミュニケーション状況の変化を踏まえつつ若干の考察を加えることにする。

本稿の冒頭でも述べたように、批判的社会理論は現代社会に生じている様々な問題を「人間／社会の解放」という理念を実現すべく批判的に捉えていく知的実践として理解することができる。つまり批判理論は、単に思弁的な考察に終わるのでも具体的実践のみを重視するのではなく、現実社会から突きつけられる具体的問題状況との関連において理論と実践の緊張関係の中で自らの営みを展開していくことを求められているのである。このような批判理論の大前提に立ち返って考えて見た場合に、現代社会を対象とする批判理論を展開していくうえで必要不可欠な課題として浮かび上がることは、そもそも「現代社会における問題状況とは何であるのか」という問題設定をどのように位置付けるのかという点である。勿論、複雑に機能分化し内的多様性を高めている現代社会の状況を唯一の問題設定のもとに論じていくことは、理論的に不可能であるとともに批判的言説の試みとして不適切であることは言うまでもない<sup>70)</sup>。19世紀的な知の在り方にみられるような、一つの原則のもとに全ての事柄を説明しようとする「大きな物語(meta narrative)」の構築を20世紀末という現在の状況において夢見することは、厳に慎まなければならない。ジャン=フランソワ・リオタールのポストモダン論が的確に指摘しているように、そのような「大きな物語」が普遍性と全体性の名のもとに個別で特殊なものを抑圧する暴力(テロル)として機能してきたことを、20世紀の歴史は物語っているのである<sup>71)</sup>。しかしながら、一部のポストモダン論者のように「物語」自体の可能性を否定しようとする立場に対しても、我々は慎重であらねばならないのではないだろうか。フェミニズム的問題提起が明確にしているように、ジェンダー差別に代表される「近代という大きな物語」に潜む問題点は現代社会においても連綿と引き継がれ、決して解消されている訳ではない。しかし、そのような問題が「近代」自体を全面的に否定する安易なポストモダンへの飛躍によって解決されるものではないことは、今やだれの目にも明らかであろう。本稿において繰り返し指摘してき

たように、近代成立期に起因する現代社会の問題は、あくまで「近代」内在的に解決が目指されなければならない性格のものである。この点を踏まえるならば、現代社会を批判的に捉えていこうとする言説に求められていることは、「物語」自体を放棄するのではなく、自らが限定された問題領域を対象とする「ひとつの物語」であることを十分に自覚したうえで、そこにおける「解放のプロジェクト」の可能性を追究していくことにあると言える。つまり「自己」の絶対性や普遍性を表榜することによって「他者」を排除してしまうのではなく、「自己」と「他者」の間でのコミュニケーションを保証するような「開かれた物語」として、批判的言説を展開していくことが求められていると考えるのである<sup>79</sup>。

現代における批判理論の課題をこのように理解すると、コミュニケーションという観点から現代社会分析を試みる批判理論が取り組むべきことが、現代社会において「何がコミュニケーションにおける問題であるか」という問題設定を明確にしたうえで、そのような状況を的確に捉え得る理論枠組みを構築することにあることは言うまでもない。周知のようにハーバーマスは、『公共性の構造転換』以来一貫して「自由で平等な関係における理性的コミュニケーションは如何にして成立可能であるか」を基本的問題意識として、自らの批判的社会理論の構築を目指してきた。そこではまず何よりも、現代社会では相互主観次元で発揮される理性的コミュニケーションが抑圧されているとの現状認識が、批判的言説を展開していくうえで前提視されているのである。つまりハーバーマス理論では、「何がコミュニケーションにおける問題であるか」という問題設定が、「理性的な相互主観的コミュニケーションの抑圧」として位置付けられているのである。有名な『公共性の構造転換』における「構造転換テーゼ(thesis of structural transformation)」と『コミュニケーション的行為の理論』における「生活世界の植民地化テーゼ(thesis of colonization of life-world)」とは、それを展開していく際の理論枠組みの違いにもかかわらず「何がコミュニケーションにおける問題であるか」という問題設定の次元では共通している。

このようなハーバーマスの問題設定が、現在においても依然として妥当かつ必要なものであることは言うまでもない。例えば、1989年以降の一連の「東欧民主化革命」の原因と展開過程に潜む意義を上記のような問題設定から論じるハーバーマスの議論（市民社会における自由なコミュニケーションの確立を目指した「遅ればせの革命」として東欧革命を捉える視座）は、極めて説得的である<sup>79</sup>。このことは、公共圏で交される「合意のコミュニケーション」を規範的理念としたうえで、社会における問題点をそのようなコミュニケーション関係の阻害や抑圧として位置付けるハーバーマスの議論設定が、現代社会批判を試みていくうえで適切なものであり続けていることを物語っている。しかし、1990年代になって顕在化してきたコミュニケーションをめぐる社会的状況変化の中には、ハーバーマスの問題設定では必ずしも十分に捉え切れない現象が含まれていることも事実である。市民社会理念の追究として開始された東欧革命の帰結とその後の展開は、「民主化革命」が決して近代的市民社会の形成のみを目指したものではなかったことを明らかにしている。多くの論者が指摘しているように、「民主化革命」

後の旧共産主義社会では民族や宗教といった「前近代的」要素が、新たな闘争のテーマとして浮上してきている<sup>70)</sup>。そしてさらに深刻なことは、このような社会現象は旧共産主義社会においてのみ発生しているものではなく、先進資本主義社会をも含んだ東西冷戦後の世界全体において指摘できる傾向なのである<sup>71)</sup>。現代社会に共通して見いだされるそのような傾向性は、社会運動論が的確に指摘しているように「アイデンティティ・ポリティックス(politics of identity)」の高まりとして理解できる。個人的／集合的次元での自己アイデンティティへの希求の高まりが、現代世界の様々な社会・文化現象に共通して指摘しうる志向性なのである<sup>72)</sup>。

このような現代社会の状況に鑑みれば、ハーバーマスの「合意のコミュニケーション」の在り方を論じると同時に「差異のコミュニケーション」を問題として設定することが、コミュニケーションを対象とする批判的言説には求められているように思われる。つまり「自己」と「他者」の間でのコミュニケーションによって相互主観的了解が形成される可能性や条件を模索すると共に、「自己」と「他者」それぞれのアイデンティティを保証する互いの差異を抑圧することのないコミュニケーション関係が如何にして成立可能であるのかを考えていくことが、現代社会を対象とする批判的言説にとっての理論的／実践的課題として浮上してきているのである<sup>73)</sup>。しかしここで注意すべきことは、コミュニケーションにおける合意と差異の問題は、二者択一的な問いとして理解されるべきではないという点である。コミュニケーションにおける合意と差異を対立的に位置付けるのではなく、双方の側面を共に有したダイナミックな過程として相互主観次元でのコミュニケーションの在り方を理論化していくことが肝要なのである<sup>74)</sup>。

「現代社会において何がコミュニケーションの問題であるのか」という批判理論にとっての問題設定をこのように位置付けると、本稿でその可能性を明らかにしたフェミニズムとの対話が、批判理論にとって単に理論的意義のみならず現代的実践における意義を持つことが明らかになるであろう。本稿で指摘したように、ジェンダーの観点から「近代」批判を試みることの意義は、本質主義的に男性と女性の根本的差異を絶対視する点にあるのではない。ラディカル・フェミニズム思想は、「男性中心主義」的な現代社会への問いかけとして、「自己としての男性」とは異なる「他者としての女性」の立場を持つ意義を主張する。そのような問いかけを通じて「自己」と「他者」との新たな関係を築き上げていこうとする挑戦であるという点において、フェミニズム的問題提起は大きな意義を持っているのである。本稿で検討を加えたベンハビブ、ヤング、フレイザーたちの議論から明らかなように、現代社会に対する批判的言説としてのフェミニズム思想は、男女の差異を社会的に構成されるものと捉え直したうえで、そのような差異（社会的構成体としてのジェンダー）がどのような権力関係において形成されてきたのかを批判的に明らかにする。そのように男女の差異を社会・文化的文脈の中に位置付けたうえで、既存社会におけるジェンダーをめぐる支配関係の解消を目指したジェンダー・ポリティックスを実践することの必要性が提起されているのである。フェミニズム思想において男女の差異が持つ重要性をこのように認識すれば、ジェンダー・ポリティックスが持つ意義を

「差異のコミュニケーション」を中心的テーマに据える理論的／実践的挑戦として理解することが十分に可能であると考えられる<sup>79)</sup>。

近代において支配的位置を占める「男性」にとって、「女性」からのラディカルな問題提起は「自己」とは異なる「他者」に潜む差異を認識することを迫る要求として立ち現われてくるのであるが、そこには「自己」と「他者」との関係における差異を契機として「他者認識」と「自己転換」を伴ったコミュニケーションが成立する萌芽が潜んでいるように思われる。このような「自己」と「他者」の双方におけるダイナミックな転換を引き起こすようなコミュニケーション関係が、「近代」を共通テーマとする批判理論とフェミニズム思想との理論的対話においても生じることが期待されるのである。

「アイデンティティ・ポリティックス」や「ジェンダー・ポリティックス」の実践という新しい社会運動(new social movements)を通じて「差異への欲求」がますます高まりを見せている現代社会の政治／文化状況に鑑みれば、コミュニケーションを対象とする批判理論は、一方で公共圏において「合意のコミュニケーション」を築き上げることを目指し、他方で理性的な相互主観的合意によって「他者」の独自性や個性が抑圧／抹消されることがないように「差異のコミュニケーション」の意義を模索するという、極めて困難な理論的／実践的課題に直面している。しかしそのような課題の遂行を欠いては、「自己」と「他者」の双方が自己転換していくような契機を含んだ解放的コミュニケーションの在り方について語ることは不可能であろう。合意と差異を対立的に捉えるのではなく、また両者のバランスを調整するという安易な統合に陥るのではなく、支配—従属関係を内包した現代社会の具体的コミュニケーション状況を踏まえたうえで「合意と差異のダイナミズム」に潜む解放的潜在性を捉え得る理論枠組みを構築することが、現代の批判理論に突き付けられた課題なのである。本稿においてその必要性和意義を検討してきた批判理論とフェミニズムとの理論的対話は、そのような課題を遂行しようとする批判的言説にとって大きな示唆を含んでいると判断される。

## 注釈

1. J.Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit -Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Neuwied, 1962. ユルゲン・ハーバーマス、『公共性の構造転換』、細谷貞雄訳、未来社、1973.
2. J.Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp Verlag, 1981. ユルゲン・ハーバーマス、『コミュニケーション的行為の理論の理論』上・中・下、河上他訳、未来社、1985.1986.1987.
3. 実証主義論争に関しては、アドルノ、T.W.、ポッパー、K.、『社会科学の論理—ドイツ社会学における実証主義論争』、城塚登・浜井修訳、河出書房新社、1979.、解釈学論争に関しては、ハーバーマス、『認識と関心』、奥山・八木・渡部訳、未来社、1975.、システム理論論争に関しては、ハーバーマス、ルーマン、『批判理論と社会システム理論』、佐藤・山口・藤沢訳、木鐸社、1987.、歴史家論争に関しては、ハーバーマス、ノルテ他、『過ぎ去ろうとしない過去 ナチズムとドイツ歴史家論争』、徳永他訳、人文書院、1995.、J.Habermas, *The New Conservatism*, The MIT Press, 1989. 参照。またハーバーマスの理論形成における様々な論争が持つ意義については、Robert.C.Holub, Jürgen Habermas, *Critic in the Public Sphere*, Routledge, 1991. 参照。
4. マックス・ホルクハイマー、『哲学の社会的機能』、久野収訳、晶文社、1974. 学際的唯物論として批判理論を構築していこうとするホルクハイマーのプロジェクトを検討したものとしては、ハーバーマス、「ホルクハイマー生誕百年によせて」、徳永恂編、『フランクフルト学派再考』、弘文堂、1989. pp.311-21.、D.Kellner, “Critical Theory Today: Revisiting the Classics,” *Theory, Culture & Society*, Vol.10, No.2, 1993. pp.43-60. 参照。
5. 現代社会の様々な時事的・歴史的問題に対するハーバーマスの政治的コメントについては、ハーバーマス『未来としての過去』、河上・小黒訳、未来社、1992.、『遅ればせの革命』、三島・山本・木前・大貫訳、岩波書店、1992. 参照。
6. 「意識哲学」から「言語哲学」へのパラダイムシフトに関しては、ハーバーマス、『コミュニケーション的行為の理論』中巻、第5章「ミードとデュルケムにおけるパラダイムの転換—目的活動からコミュニケーションの行為へ」参照。
7. 「近代のより積極的なテーマ化」に関しては、ハーバーマス、「近代—未完成のプロジェクト」、三島憲一訳、『思想』No.696, 1982. 参照。  
なお、本稿での議論においては、近代過程をコミュニケーションの理性の観点からより積極的に捉えようとするハーバーマスの基本的な立場に準拠して議論を進めていく。そのことを明らかにするために、常識的・一般的な近代認識と区別する意味で、以下では「近代」という表記を用いることとする。
8. フランクフルト学派第一世代のベシミスティックな「近代」認識に関しては、ホルクハイマー、アドルノ、『啓蒙の弁証法』、徳永恂訳、岩波書店、1990. 参照。
9. ハーバーマス理論における「近代」の位置付けに関しては、S.White, *The Recent Work of Jürgen Habermas: Reason, Justice & Modernity*, Cambridge University Press, 1988. 参照。
10. モダン/ポストモダン論争に関するハーバーマスの議論に関しては、ハーバーマス、「近代—未完成のプロジェクト」、ならびに『近代の哲学的ディスクルス』、三島・中野・轡田・大貫訳、岩波書店、1990. 参照。新保守主義に対するハーバーマスの批判としては、J.Habermas, “Neoconservative Cultural Criticism in the United States and West Germany,” in J.Habermas, *The New Conservatism*, pp.22-47. 参照。ポストモダンの立場からのハーバーマスに対する批判に関しては、ジャン=フランソワ・リオタール、『ポストモダンの条件』、小林康夫訳、風の薔薇、1986.、M.Poster, *Critical Theory and Poststructuralism*, Cornell University Press, 1989. 参照。
11. このような「近代」の位置付けにおいて、ハーバーマスの批判理論は近代自体の中に権力の源泉を求めるフーコー的な現代社会批判とは対照的である。しかし、ハーバーマスとフーコーのなか

に批判的言説の構築を目指すという点において共通性を見出すことは十分に可能である。フーコー思想において中心的位置を占める「権力」という観点から、ハーバーマス理論とフーコー理論の対照性と共通性を検討したものとしては、アクセル・ホネット、『権力の批判—批判的社会理論の新たな地平』、河上倫一監訳、法政大学出版局、1992.参照。

12. 女性運動の展開との関連においてフェミニズム思想の成立・展開・現状を概観したものとしては、ジョゼフィン・ドノバン、『フェミニストの理論』、小池和子訳、勁草書房、1987.参照。
13. 本稿での議論は、「フェミニズム的問題提起」の観点からハーバーマス理論に対して加えられる批判が持つ意義を検討することに重点を置いているが、そのことは決してフェミニズム思想自体を無前提に擁護しようとするものではない。ハーバーマス理論とフェミニズム思想の双方をダイナミックな運動態として理解し、両者の間における対話の可能性と意義を「問題提起」の次元において追究していくことの最終的な目的は、双方の議論の有効性と限界を踏まえたうえで、現代社会状況を的確に分析・批判しうる批判的言説を構築していくことに置かれている。その点で今回の論稿は、そのような理論的目的を果たしていくための一つのステップであることを明確にしておく。
14. 近年注目を集めている「新しい歴史研究(new historiography)」においては、「女性の立場」から従来の「男性中心主義」的歴史記述に対して修正を加えることが試みられている。フランス革命期の社会状況をこのような観点から捉え直したものとしては、Joan B.Landes, “The Public and the Private Sphere: A Feminist Reconsideration,” in J.Meehan (ed.), *Feminists Read Habermas*, Routledge,1995. pp.91-116.参照。
15. ドノバン、前掲書、I.「啓蒙期のリベラル・フェミニズム」、VI.「ラディカル・フェミニズム」参照。
16. ドノバン、前掲書、VII.「新フェミニストの道徳ヴィジョン」参照。
17. ローレンス・コールバーグ、『道徳性の形成』、永野重史監訳、新曜社、1987.
18. Carol Gilligan, *In a Different Voice*, Harvard University Press, 1982. キャロル・ギリガン、『もう一つの声』、岩男寿美子監訳、川島書店、1986.  
コールバーグ理論に対して提示された様々な批判の概括、ならびにそれら批判に対する回答については、L.コールバーグ、C.レバイン、A.ヒューアー、『道徳性の発達段階 コールバーグ理論をめぐる論争への回答』、片瀬一男・高橋征仁訳、新曜社、1992。参照。ここで問題とするギリガンからの批判の検討に関しては、同書 pp.191-225.参照。
19. ここで注意せねばならないことは、本稿ではギリガンのコールバーグに対する批判の意義を肯定的に論じるが、それと同時に人間関係における配慮や責任を担うことが女性の生物的本性に起因する（生物学上の雌である女性は本質的にそのような価値を担いうる）との本質主義的立場は採用しないという点である。男性と女性とは「道徳の在り方(moral orientation)」において大きく異なることを指摘するギリガン自身の議論は、必ずしも本質主義的なジェンダー認識に潜む問題点に対して十分に反省的であるとは言えないが、後のベンハビィブの議論を検討する箇所において明らかにしていくように、ギリガンの問題提起の意義は、それを本質主義的性差(sex)としてを捉えるのではなく社会的・文化的に構成されるものとしての性差(gender)を批判的に論じていく方向において展開していくことが、批判理論とフェミニズムの理論的対話の模索にとっては適切かつ生産的であると判断する。  
周知のように、男性と女性の「差異」をどのように理解すべきかという問題は、フェミニズム思想において中心的な論争テーマであり、現在においても統一の見解がフェミニズム内部において確立されている訳ではない。フェミニズムにおける生物学的「本質主義」の問題点を論じたものとしては、リンダ・ニコルソン、『〈ジェンダー〉を解読する』、萩野美穂訳、『思想』No.853,1995. pp.105-34.参照。

20. ハーバーマスのコミュニケーション的行為理論におけるコールバーグ理論の位置付けについては、ハーバーマス、『コミュニケーション的行為の理論』、『道徳意識とコミュニケーション的行為』、三島・中野・木前訳、岩波書店、1991.参照。
21. S.Benhabib, "The Generalized and Concrete Other: The Kohlberg-Gilligan Controversy and Moral Theory," in S.Benhabib, *Situating the Self: Gender, Community and Postmodernism in Contemporary Ethics*, Polity Press, 1992. pp.148-77., "The debate over Women and Moral Theory Revisited," in Benhabib, op.cit. pp.178-202.
22. S.Benhabib, op.cit., pp.189-190.
23. S.Benhabib, op.cit., p.190.
24. S.Benhabib, op.cit., pp.152-3.
25. S.Benhabib, op.cit., pp.153-8.
26. O.Flanagan and K.Jackson, "Justice, Care, and Gender: The Kohlberg-Gilligan Debate Revisited," in C.R.Sunstein (ed.), *Feminism & Political Theory*, The University of Chicago Press, 1982. pp.37-52., J.Meehan, "Autonomy, Recognition, and Respect: Habermas, Benjamin, and Honneth," in J.Meehan (ed.), *Feminists Read Habermas*, Routledge, 1995. pp.231-46.
27. S.Benhabib, *Situating the Self*, pp.153-8.
28. J.Habermas, "Moral Development and Ego Identity," in J.Habermas, *Communication and Evolution of Society*, Beacon Press, 1974. 同論文におけるハーバーマスによるコールバーグ批判の概括、ならびに批判に対するコールバーグ的立場からの回答については、L.コールバーグ、C.レバイン、A.ヒューアー、『道徳性の発達段階 コールバーグ理論をめぐる論争への回答』、片瀬一男・高橋征仁訳、新曜社、1992. pp.249-62.参照。
29. Habermas, op.cit., p.90.
30. ハーバーマスは自身の討論倫理学とコールバーグ理論との関連を論じる際に、ギリガンから提示されたコールバーグ批判を取り上げそれを批判的に検討している。しかしそこでの議論のポイントは、脱慣習的道徳意識段階における「脱文脈性」と「文脈性」の理解に置かれており、ギリガンの問題提起を道徳理論に潜むジェンダー・バイアスを問い直すフェミニズムの問題提起として捉える視点は希薄であるように思われる。ハーバーマス、『道徳意識とコミュニケーション的行為』、第4章「道徳意識とコミュニケーション的行為」 pp.269-96.参照。
31. ハーバーマス理論におけるフェミニズム的問題意識の欠落について論じたものとしては、N.Fraser, "What's Critical about Critical Theory? The Case of Habermas and Gender," in N.Fraser, *Unruly Practices*, Polity Press, 1989. pp.113-43.参照。
32. 市民社会と近代政治理論との関係について体系的に論じたものとしては、J.L.Cohen and A.Arato, *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press, 1992.参照。
33. 現代の政治理論において「市民社会」の規範性をめぐる論争として生じている「リベラリズム・コミュニタリアニズム論争」については、C.F.Delaney (ed.), *The Liberalism-Communitarianism Debate*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc. 1994.、D.Bell, *Communitarianism and its Critics*, Clarendon Press, 1993.参照。
34. フェミニズム的問題関心からの近代的公的領域—私的領域区分に対する批判としては、以下に収録の各論考等を参照。C.R.Sunstein (ed.), *Feminism & Political Theory*, The University of Chicago Press, 1982., S.Benhabib and D.Cornell (eds.), *Feminism as Critique: Essays on the Politics of Gender in Late-Capitalist Societies*, Polity Press, 1987., J.Meehan (ed.), *Feminists Read Habermas*, Routledge, 1995.
35. Iris Marion Young, "Impartiality and the Civil Public: Some Implications of Feminist Critique of Moral and Political Theory," in S.Benhabib and D.Cornell (eds.), *Feminism as Critique: Essays on*

*the Politics of Gender in Late-Capitalist Societies*, Polity Press, 1987. pp.57-76.

36. Iris M. Young, op.cit., p.60.
37. Iris M. Young, op.cit., p.63.
38. Iris M. Young, op.cit., pp.66-7.
39. Iris M. Young, op.cit., p.67.
40. Iris M. Young, op.cit., pp.67-9.
41. Iris M. Young, op.cit., pp.69-73.
42. ハーバーマスのコミュニケーション的行為理論では、規範形成的な言語使用の側面が中心的テーマとされ、自己表現的・身体的コミュニケーションの側面が十分に論じられていない点についての批判としては、J.D.Peters, "Distrust of Representation: Habermas on the Public Sphere," *Media, Culture & Society*, Vol.15, No.4, 1993. pp.541-72.参照。
43. Iris M. Young, "Impartiality and the Civil Public: Some Implications of Feminist Critique of Moral and Political Theory," pp.69-70. ハーバーマス理論における「内的自然の言語化」の位置付けに関する批判的考察としては、J.Whitebook, "Saving the Subject: Modernity and the Problem of Autonomous Individual," *Telos*, No.50, 1982. pp.419-32., "Reason and Happiness: Some Psychoanalytic Themes in Critical Theory," in R.Bernstein (ed.), *Habermas and Modernity*, Polity Press, 1985. pp.140-60.参照。
44. Iris M. Young, op.cit., pp.71-3.
45. Iris M. Young, op.cit., p.74.
46. N.Fraser, "Struggle over Needs: Outline of a Socialist-Feminist Critical Theory of Late Capitalist Political Culture," in N.Fraser, *Unruly Practices: Power, Discourse and Gender in Contemporary Social Theory*, Polity Press, 1989. pp.161-87.
47. N.Fraser, op.cit., pp.162-3.
48. N.Fraser, op.cit., pp.163-4.
49. N.Fraser, op.cit., p.166.
50. N.Fraser, op.cit., p.168.
51. N.Fraser, op.cit., pp.168-71.
52. N.Fraser, op.cit., p.171.
53. N.Fraser, op.cit., pp.173-5.
54. N.Fraser, op.cit., pp.175-7.
55. N.Fraser, op.cit., pp.177-81.
56. N.Fraser, op.cit., pp.178-9.
57. N.Fraser, op.cit., pp.179-81.
58. N.Fraser, op.cit., p.183.
59. Iris M. Young, "Impartiality and the Civil Public: Some Implications of Feminist Critique of Moral and Political Theory," pp.69-73., N.Fraser, "Struggle over Needs: Outline of a Socialist-Feminist Critical Theory of Late Capitalist Political Culture," pp.181-3., "What's Critical about Critical Theory? The Case of Habermas and Gender"
60. ハーバーマス、『公共性の構造転換』
61. ここで述べたように、『公共性の構造転換』から『コミュニケーション的行為の理論』へと至るハーバーマス理論の展開過程は連続的なものとして捉えることが出来る。しかし同時に、「意識哲学」から「言語哲学」へのパラダイム・シフトという「コミュニケーション論的転回」に注目することによって、その過程に非連続的な側面を指摘することも十分に可能である。ハーバーマス理論の連続性と非連続性が批判的社会理論にとって持つ意義と問題点について論じたものとし

- ては、C.Calhoun, "Introduction: Habermas and Public Sphere," in C.Calhoun (ed.), *Habermas and Public Sphere*, The MIT Press, 1992. pp.1-48. 参照。
62. ハーバーマスの批判理論における「規範的準拠点」が持つ位置と意義については、C.Calhoun, op.cit., R.Roderick, *Habermas and the Foundation of Critical Theory*, Macmillan, 1986. 参照。
  63. ハーバーマス、『公共性の構造転換』、第四章「市民的公共性 イデオとイデオロギー」、pp.128-96. 参照。
  64. ハーバーマス、「公共性の構造転換—1990年新版への序文」、山田正行訳、『みすず』,1991. No.364, pp.10-27. , No.365, pp.40-55.
  65. ハーバーマス、「公共性の構造転換—1990年新版への序文」、p.15.
  66. ハーバーマス、「公共性の構造転換—1990年新版への序文」、pp.11-7.
  67. 「フーコーは、権力をもつ言説の形成の規則を、個々の言説がそれ自身の「他者」を構成することによってできる排除のメカニズムとして把握する。このような場合には、内部と外部とのコミュニケーションは存在しない。いいかえれば、言説に関与する者と抗議する他者とは共通な言語は存在しない。伝統的支配における具現的公共性とそこからはじき出された民衆の対抗文化との関係は、このやりかたで把握できる。すなわち、民衆はある他の宇宙のなかで活動し自己を表現していたにちがいない。したがって、そこでは文化と対抗文化は非常に密接に結びついていたので、文化が没落すると歩調を合わせて対抗文化も没落してしまったのである。これにたいして市民的公共性は、市民的公共性—および公共性それ自体の構造—を内側から転換するために、労働運動だけでなく、そこから排除された「他者」、したがってフェミニズム運動も加わることができる言説のなかで、自己を表明しているのである。市民的公共性の普遍主義的な言説は、最初から自己関係的な前提の下にある。つまり、この言説はつねに内部からの批判を免除されていなかったのである。それは、フーコーが扱うような類型の言説とは、自己展開のポテンシャルの点で区別されるのである」、ハーバーマス、「公共性の構造転換—1990年新版への序文」、pp.16-7.
  68. ハーバーマス、『公共性の構造転換』、第二章第六説「市民的家族 公衆に関わる私生活の制度化」、pp.64-72. 参照。
  69. 「女性の排除」の問題を近代構成的で本質的なものと理解するのではなく、公共圏内部において解決可能なものと捉える「序文」でのハーバーマスの基本的立場を批判的に検討したものとしては、M.Fleming, "Women and the 'Public Use of Reason'," in J.Meehan (ed.), *Feminists Read Habermas*, Routledge, 1995. pp.117-37. 参照。そこにおいてフレミングは、近代的公的—私的区分の成立において「女性の排除」が構成的であったと考える立場から、近代的家夫長制家族における「親密」さに潜むジェンダー・バイアスに対して考察を加えている。
  70. 現代社会における複雑性をシステム理論的観点から捉えようとするルーマンの議論、ならびに複雑性として現代社会を捉えることのハーバーマスによる批判的検討に関しては、ハーバーマス、ルーマン、『批判理論と社会システム理論』、佐藤・山口・藤沢訳、木鐸社、1987. 参照。そこでの議論においてハーバーマスは、現代社会を様々に機能分化したシステムとして捉えるルーマン的システム論の観点を吸収しつつ、自らの批判理論の精緻化を目指している。
  71. ジャン=フランソワ・リオタール、『ポスト・モダンの条件』、小林康夫訳、風の薔薇、1986.
  72. このように批判理論を普遍性・絶体性を放棄した「開かれた物語」として再構築していくうえにおいて、ポストモダンの問題提起との対話は必要不可欠であると判断される。現代的批判理論の課題をポストモダン思想との関連において論じたものとしては、M.Poster, *Critical Theory and Poststructuralism*, Cornell University Press, 1989., S.Best and D.Kellner, *Postmodern Theory Critical Interrogations*, Macmillan, 1991. 参照
  73. ハーバーマス、『遅ればせの革命』、三島憲一他訳、岩波書店、1992.
  74. このように東欧革命の過程を、市民社会理念の追求と前近代的要素の主題化との混合として理解

- する議論としては、A.Arato, "Interpreting 1989," *Social Research: What's left, What's right?*, summer, 1993.参照。また一連の「民主化革命」において先導的役割を果たしたポーランドでの「民主化」に至る歴史的経緯、ならびに1989年以後の民族主義の高まりとしての社会・文化的状況変化について論じたものとしては、アダム・ミフニク、『民主主義の天使 ポーランド・自由の苦き味』、川原・武井・水谷編訳、同文館、1995.参照。
75. 民族や宗教といった争点をめぐる紛争として今日の世界の状況を捉えたものとしては、S.ハンチントン、「文明の衝突 再現した西洋対東洋の対立図式」、『中央公論』、8月号、1993、ピエール・ルルーシュ、『新世界無秩序』、三保元監訳、NHK出版、1994.参照。
76. 現代社会における「アイデンティティ・ポリティクス」の高まりについては、T.Gitlin, "The Rise of 'Identity Politics'," *Dissent*, spring,1993、C.Calhoun (ed.), *Social Theory and Politics of Identity*, Blackwell, 1994.参照。また、東西冷戦構造の崩壊によって従来の右対左という政治イデオロギー的対立軸が有効性を消失した状況下において、現代社会の政治状況をどのように捉えていくことができるのかについて考察した論文を集めた『ソーシャル・リサーチ』の特集においても、現代の政治運動を捉える際のキー概念として「アイデンティティ・ポリティクス」が目ざされている。*Social Research: What's left, What's right?*, summer, 1993.参照。
77. このような理論的課題の認識に基づき、ハーバーマスの公共圏議論の有効性と限界を現代社会における文化状況の変化との関連において論じたものとしては、阿部潔、「文化と公共圏—文化のダイナミクスを捉え得る公共圏議論に向けて—」、『東京大学社会情報研究所紀要』No.47, 1994. pp.123-60.参照。
78. ポストモダンに「差異」を肯定的に議論する立場の批判的検討、ならびにそれを踏まえてハーバーマスのコミュニケーションの行為理論枠組み内において「合意と差異」の問題を論じていくことの可能性について考察したものとしては、阿部潔、「公共圏議論の今日的課題—ハーバーマスの公共性議論の批判的検討にもとづく多元的公共圏把握の必要性を中心に—」、東京大学社会情報研究所編、『社会情報と情報環境』、東京大学出版会、1994. pp.379-99.参照。
79. フェミニズム理論における「差異」の位置付けを巡るの問題点と課題を明確にしたうえで、「男性中心主義」への批判の契機として「女性の差異」を位置付けることの重要性について論じたものとしては、G.Warnke, "Discourse Ethics and Feminist Dilemmas of Difference," in J.Meehan (ed.), *Feminists Read Habermas*, Routledge, 1995. pp.247-61.参照。